

福島県国民健康保険運営方針（たたき台）
からの修正箇所について

No.	章	節	たたき台					素案					備考																																																																																																																													
			頁	原文					頁	修正内容																																																																																																																																
1	2	1	2	第1節 1 市町村国保の概況 表 2-1 被保険者数規模別保険者数の推移					2	第1節 1 市町村国保の概況 表 2-1 被保険者数規模別保険者数の推移					全国値を平成27年度の数値に修正																																																																																																																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">保険者数（市町村）・年度</th> <th rowspan="2">構成比 (H27年度) (%)</th> <th rowspan="2">全国 (H26年度) (%)</th> </tr> <tr> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">被 保 険 者 数</td> <td>3千人未満</td> <td>29</td> <td>29</td> <td>29</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>52.54</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>3千人以上5千人未満</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>20.34</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>5千人以上1万人未満</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>8.47</td> <td>20.2</td> </tr> <tr> <td>1万人以上5万人未満</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>13.56</td> <td rowspan="2">40.3</td> </tr> <tr> <td>5万人以上</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5.09</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>					区分	保険者数（市町村）・年度						構成比 (H27年度) (%)	全国 (H26年度) (%)	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	被 保 険 者 数	3千人未満	29	29	29	31	31	52.54	26.7	3千人以上5千人未満	9	11	13	11	12	20.34	12.8	5千人以上1万人未満	9	7	5	6	5	8.47	20.2	1万人以上5万人未満	9	9	9	8	8	13.56	40.3	5万人以上	3	3	3	3	3	5.09	計	59	59	59	59	59	100	100		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">保険者数（市町村）・年度</th> <th rowspan="2">構成比 (H27年度) (%)</th> <th rowspan="2">全国 (H27年度) (%)</th> </tr> <tr> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">被 保 険 者 数</td> <td>3千人未満</td> <td>29</td> <td>29</td> <td>29</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>52.54</td> <td>27.4</td> </tr> <tr> <td>3千人以上5千人未満</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>20.34</td> <td>13.1</td> </tr> <tr> <td>5千人以上1万人未満</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>8.47</td> <td>20.2</td> </tr> <tr> <td>1万人以上5万人未満</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>13.56</td> <td>31.5</td> </tr> <tr> <td>5万人以上</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5.09</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>					区分	保険者数（市町村）・年度					構成比 (H27年度) (%)	全国 (H27年度) (%)	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	被 保 険 者 数	3千人未満	29	29	29	31	31	52.54	27.4	3千人以上5千人未満	9	11	13	11	12	20.34	13.1	5千人以上1万人未満	9	7	5	6	5	8.47	20.2	1万人以上5万人未満	9	9	9	8	8	13.56	31.5	5万人以上	3	3	3	3	3	5.09	7.8	計	59	59	59	59	59	100	100
区分	保険者数（市町村）・年度					構成比 (H27年度) (%)	全国 (H26年度) (%)																																																																																																																																			
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																																																																																																																					
被 保 険 者 数	3千人未満	29	29	29	31	31	52.54	26.7																																																																																																																																		
	3千人以上5千人未満	9	11	13	11	12	20.34	12.8																																																																																																																																		
	5千人以上1万人未満	9	7	5	6	5	8.47	20.2																																																																																																																																		
	1万人以上5万人未満	9	9	9	8	8	13.56	40.3																																																																																																																																		
	5万人以上	3	3	3	3	3	5.09																																																																																																																																			
計	59	59	59	59	59	100	100																																																																																																																																			
区分	保険者数（市町村）・年度					構成比 (H27年度) (%)	全国 (H27年度) (%)																																																																																																																																			
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																																																																																																																					
被 保 険 者 数	3千人未満	29	29	29	31	31	52.54	27.4																																																																																																																																		
	3千人以上5千人未満	9	11	13	11	12	20.34	13.1																																																																																																																																		
	5千人以上1万人未満	9	7	5	6	5	8.47	20.2																																																																																																																																		
	1万人以上5万人未満	9	9	9	8	8	13.56	31.5																																																																																																																																		
	5万人以上	3	3	3	3	3	5.09	7.8																																																																																																																																		
計	59	59	59	59	59	100	100																																																																																																																																			
2	2	1	2	2 <u>協会けんぽとの比較</u> 市町村国保は、平成24年度以降世帯数、被保険者数とも減少傾向となっており、一方、被用者保険のうち協会けんぽは、事業所数、加入者数とも増加傾向となっています。					2	2 <u>被用者保険との比較</u> 市町村国保は、平成24年度以降世帯数、被保険者数とも減少傾向となっており、一方、被用者保険のうち協会けんぽは、事業所数、被保険者数とも増加傾向となっており、 <u>健保組合の被保険者数は減少しています。</u>					健康組合の団体数、被保険者数の追加。 本県に占める各医療保険の割合を追加																																																																																																																											

各年度末現在	市町村国保		協会けんぽ		国保：社保 (A) (B)
	世帯数	被保険者数(A)	事業所数	加入者数(B)	
					B/A
H22年度	304,598	557,065	27,125	628,116	1.13
	99.64	98.81	98.76	97.97	
H23年度	306,667	555,878	27,330	611,967	1.10
	100.68	99.79	100.76	97.43	
H24年度	303,322	542,739	27,856	618,256	1.14
	98.91	97.64	101.92	101.03	
H25年度	299,934	527,197	28,729	631,073	1.20
	98.88	97.14	103.13	102.07	
H26年度	296,263	510,917	29,935	642,007	1.26
	98.78	96.91	104.20	101.73	
H27年度	290,543	490,045			
	98.07	95.91			

備考 1. 下段は、対前年比(%)
2. 市町村国保各年度末現在は、福島県「国民健康保険事業状況報告書」
3. 福島県総数は、福島県統計課「福島県現住人口調査月報」
4. 「協会けんぽ」については、「協会けんぽ 事業年報」

各年度末現在	市町村国保		協会けんぽ		健保組合		福島県人口 人口(D)	国保 A/D	協会けんぽ B/D	健保組合 C/D
	世帯数	被保険者数(A)	事業所数	被保険者数(B)	団体数	被保険者数(C)				
H22年度	304,598	557,065	27,125	628,116	7	27,497	2,014,603	27.65	31.18	1.36
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H23年度	306,667	555,878	27,330	611,967	7	27,041	1,969,852	28.22	31.07	1.37
	100.68	99.79	100.76	97.43	100.00	98.34	97.78			
H24年度	303,322	542,739	27,856	618,256	7	26,594	1,949,595	27.84	31.71	1.36
	98.91	97.64	101.92	101.03	100.00	98.35	98.97			
H25年度	299,934	527,197	28,729	631,073	7	26,369	1,937,530	27.21	32.57	1.36
	98.88	97.14	103.13	102.07	100.00	99.15	99.38			
H26年度	296,263	510,917	29,935	642,007	7	26,101	1,926,961	26.51	33.32	1.35
	98.78	96.91	104.20	101.73	100.00	98.98	99.45			
H27年度	290,543	490,045	31,711	651,158	7	25,952	1,903,383	25.75	34.21	1.36
	98.07	95.91	105.93	101.43	100.00	99.43	98.78			

備考 1. 下段は、対前年比(%)
2. 市町村国保は、福島県「国民健康保険事業状況報告書」
3. 「協会けんぽ」は、協会けんぽ「事業年報」
4. 「健保組合」は、健保組合連合会福島連合会資料
5. 「被保険者数」は、被扶養者数を含む。
6. 福島県人口は、翌年4月1日現在のもの。
(福島県統計課 福島県現住人口調査年報)

4	2	1	4	<p>3 被保険者等の状況 (1) 被保険者数等 (略)</p> <p>表 2-4 平成 27 年度県内人口に占める国保被保険者の割合</p> <p>平成 27 年度 国保被保険者の割合</p> <p>国民健康保険 被保険者数 25.75%</p> <p>その他 74.25%</p>
---	---	---	---	--

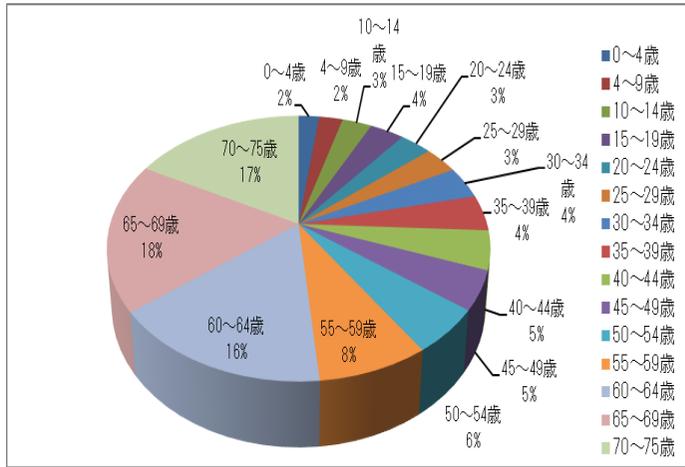
3	被保険者等の状況 (1) 被保険者数等 (略) <p>(削除)</p>	内容の精査 (表 2-2 と同じ データである ため)
---	---	--------------------------------------

5	2	1	4	<p>表 2-5 世帯数及び被保険者数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各年度末 現在</th> <th colspan="2">市町村国保</th> <th colspan="2">福島県総数翌年4月1日現在</th> <th rowspan="2">A/C (%)</th> <th rowspan="2">B/D (%)</th> </tr> <tr> <th>世帯数(A)</th> <th>被保険者数(B)</th> <th>世帯数(C)</th> <th>人口(D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H22年度</td> <td>304,598</td> <td>557,065</td> <td>719,720</td> <td>2,014,603</td> <td rowspan="2">42.32%</td> <td rowspan="2">27.65%</td> </tr> <tr> <td>99.64</td> <td>98.81</td> <td>98.49</td> <td>99.13</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H23年度</td> <td>306,667</td> <td>555,878</td> <td>714,202</td> <td>1,969,852</td> <td rowspan="2">42.94%</td> <td rowspan="2">28.22%</td> </tr> <tr> <td>100.68</td> <td>99.79</td> <td>99.23</td> <td>97.78</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H24年度</td> <td>303,322</td> <td>542,739</td> <td>716,361</td> <td>1,949,595</td> <td rowspan="2">42.34%</td> <td rowspan="2">27.84%</td> </tr> <tr> <td>98.91</td> <td>97.64</td> <td>100.30</td> <td>98.97</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H25年度</td> <td>299,934</td> <td>527,197</td> <td>722,382</td> <td>1,937,530</td> <td rowspan="2">41.52%</td> <td rowspan="2">27.21%</td> </tr> <tr> <td>98.88</td> <td>97.14</td> <td>100.84</td> <td>99.38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H26年度</td> <td>296,263</td> <td>510,917</td> <td>729,896</td> <td>1,926,961</td> <td rowspan="2">40.59%</td> <td rowspan="2">26.51%</td> </tr> <tr> <td>98.78</td> <td>96.91</td> <td>101.04</td> <td>99.45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H27年度</td> <td>290,543</td> <td>490,045</td> <td>738,871</td> <td>1,903,383</td> <td rowspan="2">39.32%</td> <td rowspan="2">25.75%</td> </tr> <tr> <td>98.07</td> <td>95.91</td> <td>101.23</td> <td>98.78</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 下段は、対前年比(%) 2. 市町村国保各年度末現在は、福島県「国民健康保険事業状況報告書」 3. 福島県総数は、福島県統計課「福島県現住人口調査月報」</p>	各年度末 現在	市町村国保		福島県総数翌年4月1日現在		A/C (%)	B/D (%)	世帯数(A)	被保険者数(B)	世帯数(C)	人口(D)	H22年度	304,598	557,065	719,720	2,014,603	42.32%	27.65%	99.64	98.81	98.49	99.13	H23年度	306,667	555,878	714,202	1,969,852	42.94%	28.22%	100.68	99.79	99.23	97.78	H24年度	303,322	542,739	716,361	1,949,595	42.34%	27.84%	98.91	97.64	100.30	98.97	H25年度	299,934	527,197	722,382	1,937,530	41.52%	27.21%	98.88	97.14	100.84	99.38	H26年度	296,263	510,917	729,896	1,926,961	40.59%	26.51%	98.78	96.91	101.04	99.45	H27年度	290,543	490,045	738,871	1,903,383	39.32%	25.75%	98.07	95.91	101.23	98.78	(削除)	内容の精査。 (資料編に掲載)
各年度末 現在	市町村国保		福島県総数翌年4月1日現在			A/C (%)	B/D (%)																																																																												
	世帯数(A)	被保険者数(B)	世帯数(C)	人口(D)																																																																															
H22年度	304,598	557,065	719,720	2,014,603	42.32%	27.65%																																																																													
	99.64	98.81	98.49	99.13																																																																															
H23年度	306,667	555,878	714,202	1,969,852	42.94%	28.22%																																																																													
	100.68	99.79	99.23	97.78																																																																															
H24年度	303,322	542,739	716,361	1,949,595	42.34%	27.84%																																																																													
	98.91	97.64	100.30	98.97																																																																															
H25年度	299,934	527,197	722,382	1,937,530	41.52%	27.21%																																																																													
	98.88	97.14	100.84	99.38																																																																															
H26年度	296,263	510,917	729,896	1,926,961	40.59%	26.51%																																																																													
	98.78	96.91	101.04	99.45																																																																															
H27年度	290,543	490,045	738,871	1,903,383	39.32%	25.75%																																																																													
	98.07	95.91	101.23	98.78																																																																															
6	2	1	5	<p>表 2-6 被保険者の増減状況 (異動増)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□後期高齢者離脱</td> <td>47</td> <td>69</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>△その他</td> <td>6,504</td> <td>5,464</td> <td>5,099</td> <td>5,563</td> <td>5,383</td> </tr> <tr> <td>■出生</td> <td>2,472</td> <td>2,274</td> <td>2,345</td> <td>2,203</td> <td>2,008</td> </tr> <tr> <td>◻転入</td> <td>12,549</td> <td>12,869</td> <td>14,463</td> <td>15,279</td> <td>15,718</td> </tr> <tr> <td>■社保離脱</td> <td>85,548</td> <td>70,412</td> <td>66,965</td> <td>62,820</td> <td>59,681</td> </tr> <tr> <td>□生保廃止</td> <td>1,776</td> <td>1,478</td> <td>1,060</td> <td>923</td> <td>915</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	□後期高齢者離脱	47	69	15	9	9	△その他	6,504	5,464	5,099	5,563	5,383	■出生	2,472	2,274	2,345	2,203	2,008	◻転入	12,549	12,869	14,463	15,279	15,718	■社保離脱	85,548	70,412	66,965	62,820	59,681	□生保廃止	1,776	1,478	1,060	923	915	(削除)	内容の精査。 (資料編に掲載)																																			
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																																																														
□後期高齢者離脱	47	69	15	9	9																																																																														
△その他	6,504	5,464	5,099	5,563	5,383																																																																														
■出生	2,472	2,274	2,345	2,203	2,008																																																																														
◻転入	12,549	12,869	14,463	15,279	15,718																																																																														
■社保離脱	85,548	70,412	66,965	62,820	59,681																																																																														
□生保廃止	1,776	1,478	1,060	923	915																																																																														

7	2	1	5	<p>表 2-7 被保険者の増減状況（異動減）</p> <table border="1" data-bbox="383 209 1070 695"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□後期高齢加入</td> <td>17,229</td> <td>18,889</td> <td>16,213</td> <td>16,469</td> <td>18,663</td> </tr> <tr> <td>□その他</td> <td>8,571</td> <td>6,611</td> <td>6,787</td> <td>7,267</td> <td>6,884</td> </tr> <tr> <td>■死亡</td> <td>3,841</td> <td>3,433</td> <td>3,406</td> <td>3,251</td> <td>3,370</td> </tr> <tr> <td>■転出</td> <td>17,826</td> <td>12,202</td> <td>11,746</td> <td>11,892</td> <td>12,738</td> </tr> <tr> <td>□社保加入</td> <td>61,879</td> <td>63,225</td> <td>66,120</td> <td>62,709</td> <td>61,567</td> </tr> <tr> <td>■生保開始</td> <td>1,801</td> <td>1,551</td> <td>1,420</td> <td>1,535</td> <td>1,497</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	□後期高齢加入	17,229	18,889	16,213	16,469	18,663	□その他	8,571	6,611	6,787	7,267	6,884	■死亡	3,841	3,433	3,406	3,251	3,370	■転出	17,826	12,202	11,746	11,892	12,738	□社保加入	61,879	63,225	66,120	62,709	61,567	■生保開始	1,801	1,551	1,420	1,535	1,497	(削除)	内容の精査。 (資料編に掲載)
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																											
□後期高齢加入	17,229	18,889	16,213	16,469	18,663																																											
□その他	8,571	6,611	6,787	7,267	6,884																																											
■死亡	3,841	3,433	3,406	3,251	3,370																																											
■転出	17,826	12,202	11,746	11,892	12,738																																											
□社保加入	61,879	63,225	66,120	62,709	61,567																																											
■生保開始	1,801	1,551	1,420	1,535	1,497																																											
8	2	1	<p>6 (2) 被保険者の年齢構成</p> <p>平成 26 年度における被保険者の年齢構成は、65 歳～75 歳の割合が 35.48% (全国 37.09%) を占めています。全国と比較すると 1.61 ポイント低いですが、平成 24 年度以降の上昇率は、全国を上回っており高齢化が進んでいると考えられます。</p> <p>なお、平成 26 年度における被保険者の平均年齢は、52.22 歳 (全国 51.46 歳) となっています。</p>	<p>4 (2) 被保険者の年齢構成</p> <p>平成 27 年度における被保険者の年齢構成は、65 歳～75 歳の割合が 40.26% (全国 40.51%) を占めています。全国と比較すると 0.25 ポイント低いですが、<u>「0 歳から 64 歳までの各年齢区分の割合が減少している一方、「65 歳～74 歳」の割合は大きく増加しています。」</u></p> <p>なお、平成 27 年度における被保険者の平均年齢は、<u>53.45 歳 (全国 52.34 歳)</u> となっています。</p>	平成 27 年度の 数値へ修正																																											

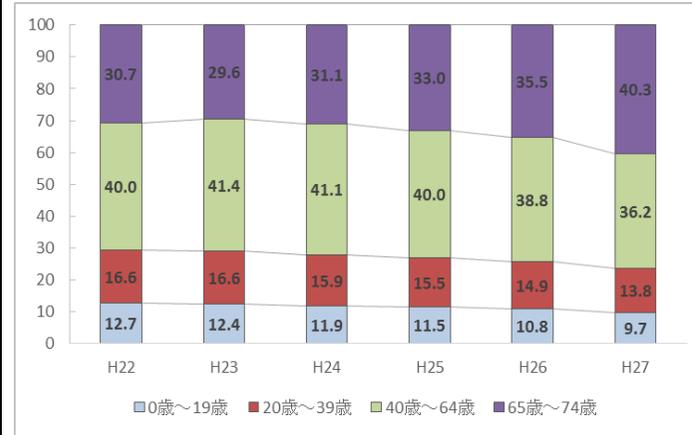
9 2 1 6

表 2-8 平成 26 年度年齢別被保険者数割合



4

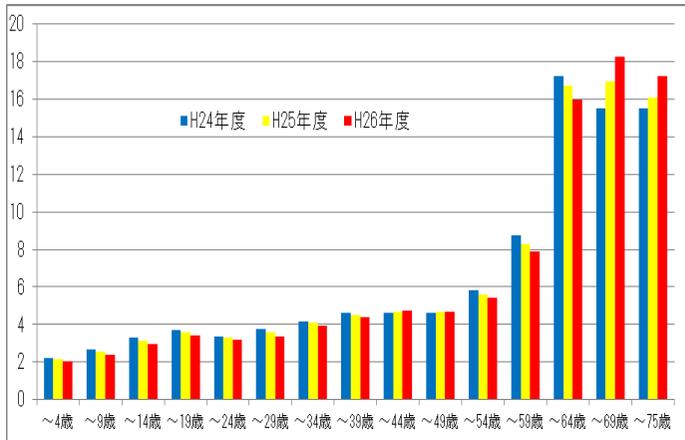
表 2-4 年齢別被保険者数の推移



平成 27 年度の
数値へ修正。
H22 からの推移
を追加

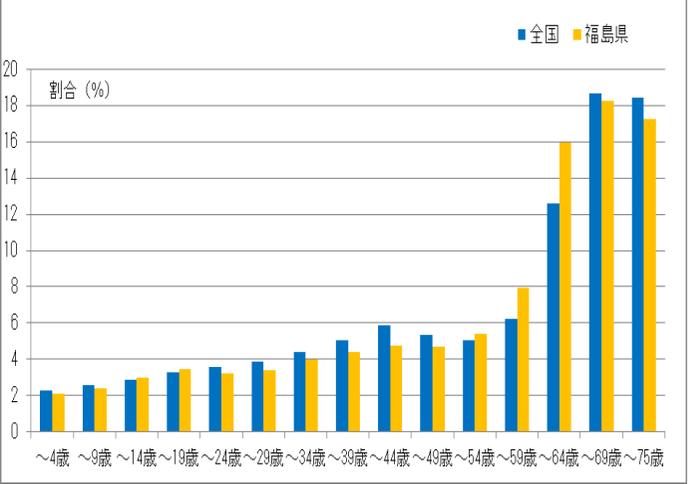
10 2 1 6

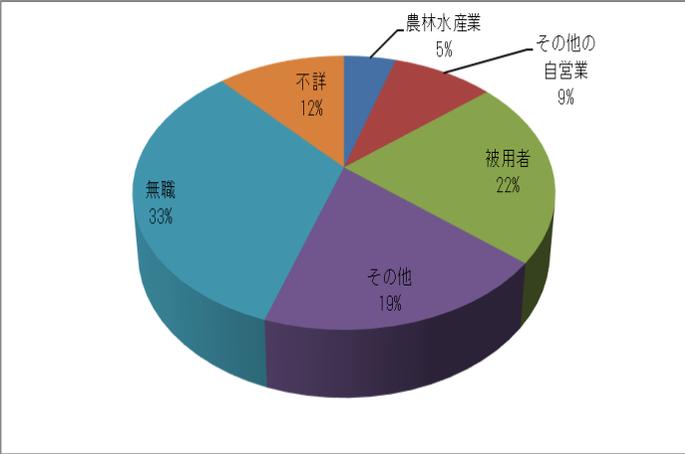
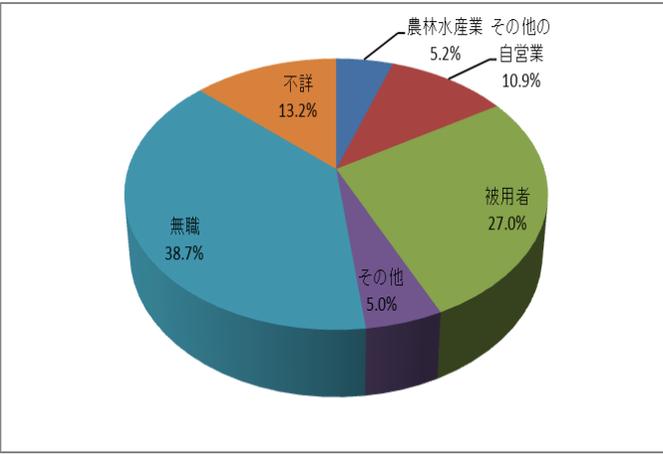
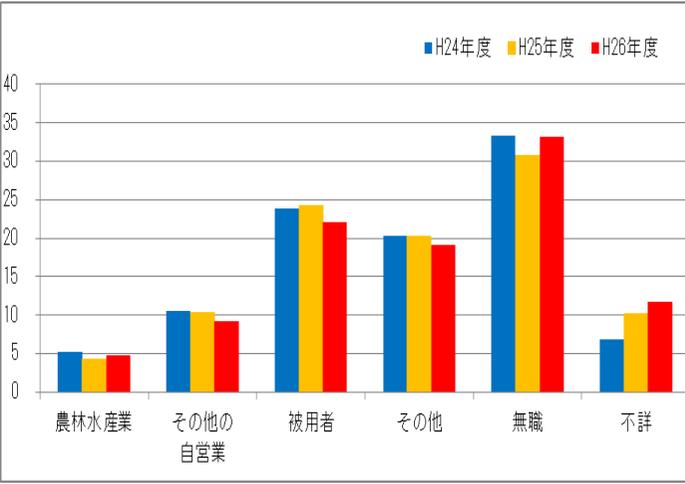
表 2-9 年齢階級別被保険者数の推移

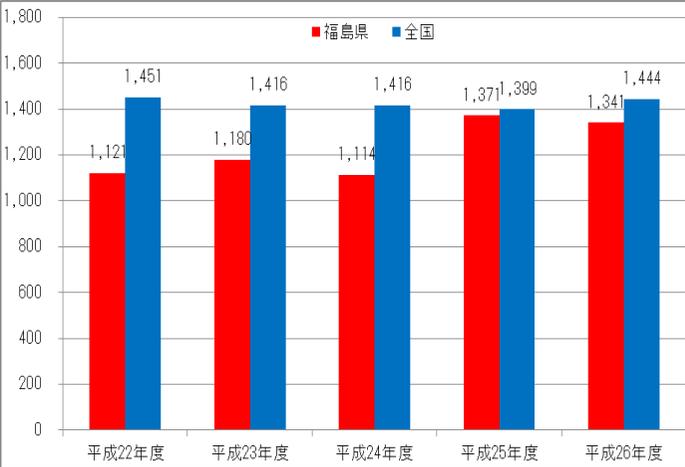


(削除)

内容の精査。
(資料編に掲載)

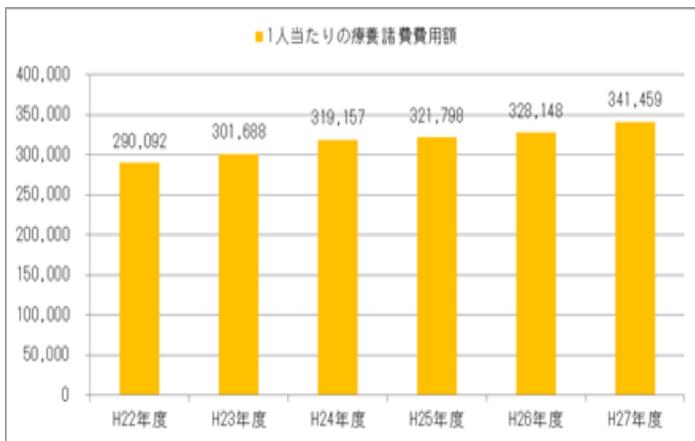
11	2	1	7	<p>表 2-10 平成 26 年度年齢階級別被保険者数割合 (全国比較)</p>  <table border="1"> <caption>表 2-10 平成 26 年度年齢階級別被保険者数割合 (全国比較)</caption> <thead> <tr> <th>年齢階級</th> <th>全国 (%)</th> <th>福島県 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>~4歳</td><td>2.2</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>~9歳</td><td>2.5</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>~14歳</td><td>2.8</td><td>2.5</td></tr> <tr><td>~19歳</td><td>3.2</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>~24歳</td><td>3.5</td><td>3.2</td></tr> <tr><td>~29歳</td><td>3.8</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>~34歳</td><td>4.2</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>~39歳</td><td>4.8</td><td>4.5</td></tr> <tr><td>~44歳</td><td>5.5</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>~49歳</td><td>5.2</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>~54歳</td><td>5.0</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>~59歳</td><td>6.0</td><td>7.8</td></tr> <tr><td>~64歳</td><td>12.5</td><td>15.8</td></tr> <tr><td>~69歳</td><td>18.5</td><td>18.0</td></tr> <tr><td>~75歳</td><td>18.0</td><td>17.0</td></tr> </tbody> </table>	年齢階級	全国 (%)	福島県 (%)	~4歳	2.2	2.0	~9歳	2.5	2.2	~14歳	2.8	2.5	~19歳	3.2	3.0	~24歳	3.5	3.2	~29歳	3.8	3.5	~34歳	4.2	4.0	~39歳	4.8	4.5	~44歳	5.5	5.0	~49歳	5.2	5.0	~54歳	5.0	5.2	~59歳	6.0	7.8	~64歳	12.5	15.8	~69歳	18.5	18.0	~75歳	18.0	17.0	(削除)	内容の精査。 (資料編に掲載)
年齢階級	全国 (%)	福島県 (%)																																																				
~4歳	2.2	2.0																																																				
~9歳	2.5	2.2																																																				
~14歳	2.8	2.5																																																				
~19歳	3.2	3.0																																																				
~24歳	3.5	3.2																																																				
~29歳	3.8	3.5																																																				
~34歳	4.2	4.0																																																				
~39歳	4.8	4.5																																																				
~44歳	5.5	5.0																																																				
~49歳	5.2	5.0																																																				
~54歳	5.0	5.2																																																				
~59歳	6.0	7.8																																																				
~64歳	12.5	15.8																																																				
~69歳	18.5	18.0																																																				
~75歳	18.0	17.0																																																				
12	2	1	<p>(3) 被保険者(世帯主)の職業 本県の平成 26 年度の職業別構成割合は、「農林水産業」や「その他の自営業」のいわゆる自営業主は 14%ですが、「無職者(年金生活者、失業者等)」と「被用者」の合計は 55%と、大きな割合を占めています。 なお、職業構成割合の推移では、「不詳」が上昇しています。</p>	4 <p>(3) 被保険者(世帯主)の職業 本県の平成 27 年度の職業別構成割合は、「農林水産業」や「その他の自営業」のいわゆる自営業主は 16.1%ですが、「無職者(年金生活者、失業者等)」と「被用者」の合計は 65.7%と、全体の 2/3 を占めています。</p> <hr/> <hr/>	平成 27 年度の 数値へ修正。																																																	

13	2	1	7	<p>表 2-11 平成 26 年度 職業別構成割合 (単位：%)</p>  <p>(出典：厚生労働省「国民健康保険実態調査(世帯票)」)</p>	5	<p>表 2-5 平成 27 年度 職業別構成割合 (単位：%)</p>  <p>(出典：福島県国民健康保険課調査)</p>	<p>内容を精査 (出典を「国民健康保険実態調査」か「福島県国民健康保険課調査」に変更)</p>
14	2	1	8	<p>表 2-12 職業構成割合の推移</p> 		<p>(削除)</p>	<p>内容を精査</p>

11	2	1	8	<p>表 2-13 平均所得（1世帯当たり額）</p>  <table border="1"> <caption>表 2-13 平均所得（1世帯当たり額）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>福島県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,121</td> <td>1,451</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,180</td> <td>1,416</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1,114</td> <td>1,416</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1,371</td> <td>1,399</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,341</td> <td>1,444</td> </tr> </tbody> </table>	年度	福島県	全国	平成22年度	1,121	1,451	平成23年度	1,180	1,416	平成24年度	1,114	1,416	平成25年度	1,371	1,399	平成26年度	1,341	1,444	(削除)	内容を精査
年度	福島県	全国																						
平成22年度	1,121	1,451																						
平成23年度	1,180	1,416																						
平成24年度	1,114	1,416																						
平成25年度	1,371	1,399																						
平成26年度	1,341	1,444																						
12	2	1	9	<p>4 医療費（療養諸費）の動向及び要因分析</p> <p>(1) 医療費（療養諸費）の推移</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 平成 27 年度の被保険者 1 人当たりの医療費（療養諸費）は、341,459 円（対前年度比 13,311 円、4.06%増）となっています。</p> <p>なお、平成 26 年度の全国の 1 人当たりの医療費（療養諸費）も増加傾向にあり、333,461 円（対前年比 8,918 円、<u>2.75%</u>増）となっており、本県より 5,313 円（1.62%）上回っています。</p> <p>ウ (略)</p>	5	<p>4 医療費（療養諸費）の動向及び要因分析</p> <p>(1) 医療費（療養諸費）の推移</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 平成 27 年度の被保険者 1 人当たりの医療費（療養諸費）は、341,459 円（対前年度比 13,311 円、4.06%増）となっています。</p> <p>なお、平成 <u>27</u> 年度の全国の 1 人当たりの医療費（療養諸費）も増加傾向にあり、<u>349,697</u> 円（対前年比 <u>16,236</u> 円、<u>4.87%</u>増）となっており、本県より <u>8,238</u> 円（<u>2.41%</u>）上回っています。</p> <p>ウ (略)</p>	平成 27 年度の 数値へ修正																	

13 2 1 10

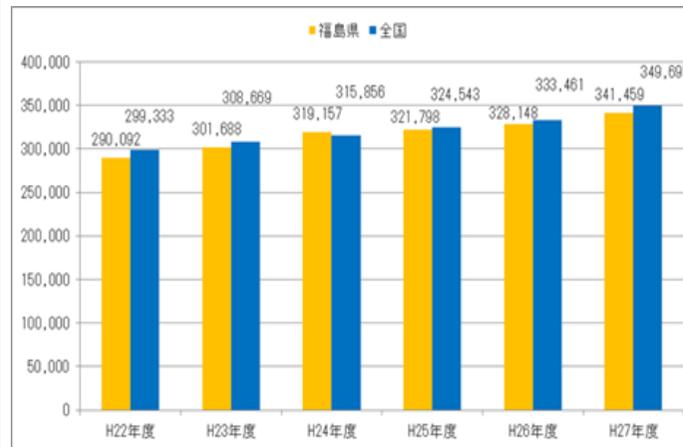
表 2-15 1人当たりの医療費（療養諸費費用額）



(出典：福島県「国民健康保険事業実施状況報告書」)
(出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報・集計表」)

6

表 2-7 1人当たりの医療費（療養諸費費用額）



(出典：福島県「国民健康保険事業実施状況報告書」)
(出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報・集計表」)

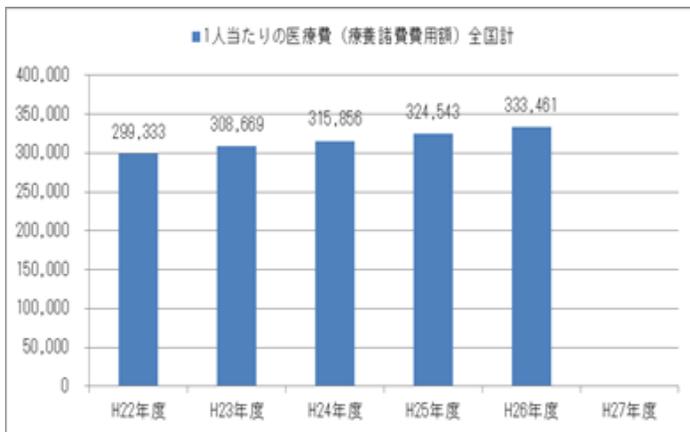
備考 医療費は、療養諸費（療養の給付等+療養費等）を各年度末現在の被保険者数で除した1人当たりの医療費。

表 2-15 及び
表 2-16 の統合

医療費の定義
の追記

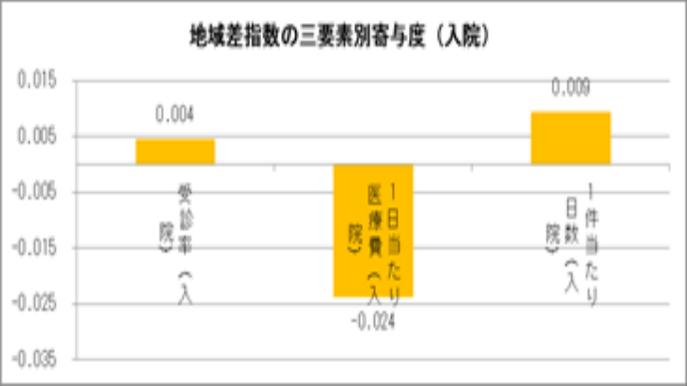
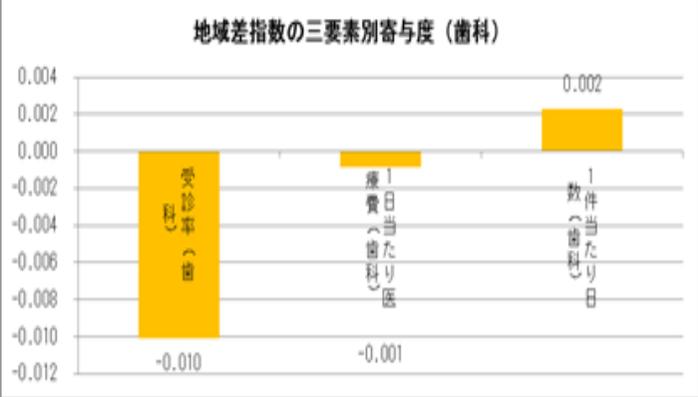
14 2 1 10

表 2-16 1人当たりの医療費（療養諸費費用額）全国



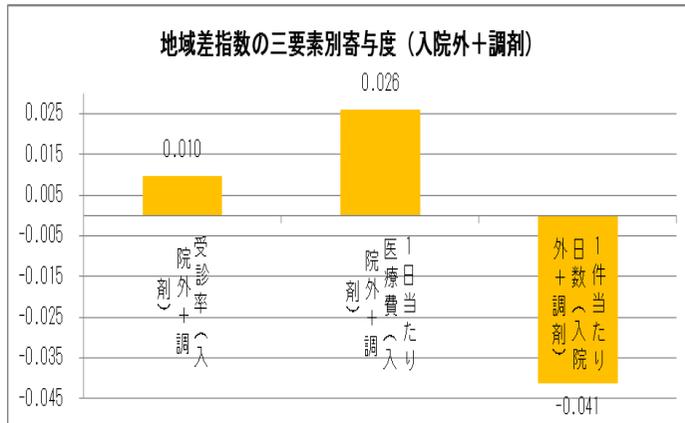
15	2	1	10	<p>(2) 5歳ごとの年齢階層別医療費 (略)</p> <p>表 2-17 年齢階層別 1人当たり医療費・診療種別計 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	7	<p>(2) 5歳ごとの年齢階層別医療費 (略)</p> <p>表 2-8 年齢階層別 1人当たり医療費・診療種別計 (略)</p> <p><u>備考 1人当たりの医療費は、療養費等を含まない医療費(入院医療費(入院時食事・生活療養に係る医療費を含む) + 入院外医療費(調剤医療費を含む) + 歯科医療費)を各年度末現在の被保険者数で除した1人当たりの医療費。</u></p>	医療費の定義の追加
16	2	1	12	<p>(2) 医療費の地域差分析</p> <p>平成 26 年度の 1 人当たり医療費の地域差指数は、0.975 となっています。</p> <p>震災直後の平成 23 年度は、急激に上昇し「1」を超えましたが、平成 24 年度以降は徐々に下がってきており、平成 26 年度は、震災前のほぼ同水準になっています。</p> <p>平成 26 年度の年齢階層別寄与度では、65 歳以上の高齢の年齢階層のマイナス寄与度が大きくなっています。</p> <p>平成 26 年度の地域差指数の三要素別寄与度の 1 日当たり医療費は、入院及び歯科ではマイナスですが、入院外+調剤ではプラスになっています。また、受診率は入院及び入院外+調剤ではプラスですが、歯科ではマイナスとなっています。</p>	(削除)	内容の精査	

17	2	1	12	<p>表 2-19 地域差指数（年齢補正後）の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域差指数</th> <th>全国順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>0.963</td> <td>35 位</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>0.976</td> <td>32 位</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>1.005</td> <td>26 位</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>0.972</td> <td>30 位</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>0.984</td> <td>29 位</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>0.975</td> <td>34 位</td> </tr> </tbody> </table>		地域差指数	全国順位	平成 21 年度	0.963	35 位	平成 22 年度	0.976	32 位	平成 23 年度	1.005	26 位	平成 24 年度	0.972	30 位	平成 25 年度	0.984	29 位	平成 26 年度	0.975	34 位	(削除)	内容の精査											
	地域差指数	全国順位																																				
平成 21 年度	0.963	35 位																																				
平成 22 年度	0.976	32 位																																				
平成 23 年度	1.005	26 位																																				
平成 24 年度	0.972	30 位																																				
平成 25 年度	0.984	29 位																																				
平成 26 年度	0.975	34 位																																				
18	2	1	12	<p>表 2-20 平成 26 年度 地域差指数年齢階層別寄与度</p> <table border="1"> <caption>表 2-20 平成 26 年度 地域差指数年齢階層別寄与度 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年齢階層</th> <th>寄与度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>~4歳</td><td>0.000</td></tr> <tr><td>~9歳</td><td>0.000</td></tr> <tr><td>~14歳</td><td>0.000</td></tr> <tr><td>~19歳</td><td>0.000</td></tr> <tr><td>~24歳</td><td>0.001</td></tr> <tr><td>~29歳</td><td>0.001</td></tr> <tr><td>~34歳</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>~39歳</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>~44歳</td><td>0.004</td></tr> <tr><td>~49歳</td><td>0.001</td></tr> <tr><td>~54歳</td><td>0.002</td></tr> <tr><td>~59歳</td><td>0.001</td></tr> <tr><td>~64歳</td><td>-0.001</td></tr> <tr><td>~69歳</td><td>-0.016</td></tr> <tr><td>~74歳</td><td>-0.023</td></tr> </tbody> </table>	年齢階層	寄与度	~4歳	0.000	~9歳	0.000	~14歳	0.000	~19歳	0.000	~24歳	0.001	~29歳	0.001	~34歳	0.002	~39歳	0.002	~44歳	0.004	~49歳	0.001	~54歳	0.002	~59歳	0.001	~64歳	-0.001	~69歳	-0.016	~74歳	-0.023	(削除)	内容の精査
年齢階層	寄与度																																					
~4歳	0.000																																					
~9歳	0.000																																					
~14歳	0.000																																					
~19歳	0.000																																					
~24歳	0.001																																					
~29歳	0.001																																					
~34歳	0.002																																					
~39歳	0.002																																					
~44歳	0.004																																					
~49歳	0.001																																					
~54歳	0.002																																					
~59歳	0.001																																					
~64歳	-0.001																																					
~69歳	-0.016																																					
~74歳	-0.023																																					

19	2	1	<p>13 表 2-21 地域差指数の三要素別寄与度（入院）</p>  <table border="1"> <caption>表 2-21 地域差指数の三要素別寄与度（入院）</caption> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>寄与度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診率（入院）</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>1日当たり医師（入院）</td> <td>-0.024</td> </tr> <tr> <td>1件当たり日数（入院）</td> <td>0.009</td> </tr> </tbody> </table>	要素	寄与度	受診率（入院）	0.004	1日当たり医師（入院）	-0.024	1件当たり日数（入院）	0.009	(削除)	内容の精査
要素	寄与度												
受診率（入院）	0.004												
1日当たり医師（入院）	-0.024												
1件当たり日数（入院）	0.009												
20	2	1	<p>13 表 2-22 地域差指数の三要素別寄与度（歯科）</p>  <table border="1"> <caption>表 2-22 地域差指数の三要素別寄与度（歯科）</caption> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>寄与度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診率（歯）</td> <td>-0.010</td> </tr> <tr> <td>1日当たり医師（歯）</td> <td>-0.001</td> </tr> <tr> <td>1件当たり日数（歯）</td> <td>0.002</td> </tr> </tbody> </table>	要素	寄与度	受診率（歯）	-0.010	1日当たり医師（歯）	-0.001	1件当たり日数（歯）	0.002	(削除)	内容の精査
要素	寄与度												
受診率（歯）	-0.010												
1日当たり医師（歯）	-0.001												
1件当たり日数（歯）	0.002												

21 2 1 13

表 2-23 地域差指数の三要素別寄与度(入院)



(削除)

内容の精査

22 2 1 14

表 2-24 二次医療圏ごとの1人当たり医療費

	入院	入院外+調剤	歯科	計
県北	120,058	171,148	21,676	312,882
県中	122,652	167,077	20,279	310,008
県南	116,563	164,115	21,063	301,741
会津	131,217	169,609	20,747	321,573
南会津	139,800	179,435	22,545	341,780
相双	127,793	206,183	26,413	360,389
いわき	132,987	194,154	21,031	348,172

(削除)

内容の精査

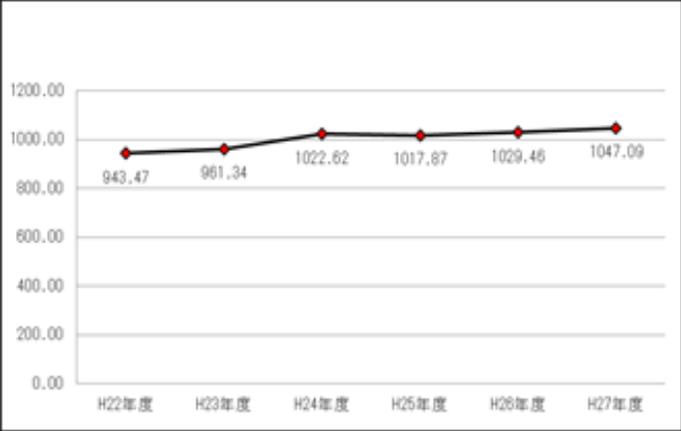
23	2	1	14	<p>表 2-25 二次医療圏ごとの診療種別地域差指数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>入院</th> <th>入院外+調剤</th> <th>歯科</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>0.912</td> <td>0.923</td> <td>0.866</td> <td>0.912</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>0.978</td> <td>0.956</td> <td>0.845</td> <td>0.956</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>0.919</td> <td>0.930</td> <td>0.873</td> <td>0.921</td> </tr> <tr> <td>会津</td> <td>0.997</td> <td>0.926</td> <td>0.838</td> <td>0.947</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>1.007</td> <td>0.929</td> <td>0.877</td> <td>0.955</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>1.047</td> <td>1.121</td> <td>1.122</td> <td>1.141</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>1.025</td> <td>1.068</td> <td>0.853</td> <td>1.035</td> </tr> </tbody> </table>		入院	入院外+調剤	歯科	計	県北	0.912	0.923	0.866	0.912	県中	0.978	0.956	0.845	0.956	県南	0.919	0.930	0.873	0.921	会津	0.997	0.926	0.838	0.947	南会津	1.007	0.929	0.877	0.955	相双	1.047	1.121	1.122	1.141	いわき	1.025	1.068	0.853	1.035	(削除)	内容の精査
	入院	入院外+調剤	歯科	計																																										
県北	0.912	0.923	0.866	0.912																																										
県中	0.978	0.956	0.845	0.956																																										
県南	0.919	0.930	0.873	0.921																																										
会津	0.997	0.926	0.838	0.947																																										
南会津	1.007	0.929	0.877	0.955																																										
相双	1.047	1.121	1.122	1.141																																										
いわき	1.025	1.068	0.853	1.035																																										
24	2	1	14	<p>(4) 診療種別の医療費等の状況（平成 26 年度）</p> <p>ア 入院</p> <p>(ア) 1人当たりの医療費は、125,284 円で全国平均 126,108 円より 824 円下回っています。若年の階層（「0 歳～4 歳」から「15 歳～19 歳」までの階層）と高齢の階層（「65 歳～69 歳」「70 歳～74 歳」の階層）は、全国平均を下回っていますが、その他の階層は全国平均を上回っています。</p> <p>(イ) 受診率は、0.23%で全国平均と同じ受診率となっています。</p> <p>(ウ) 1件当たりの日数は、16.70 日で全国平均 15.99 日より 0.71 日上回っています。若年の階層（「10 歳～14 歳」「15 歳～19 歳」の階層）は全国平均を上回っていますが、その他の階層は下回っています。</p> <p>(エ) 1日当たりの医療費は、32,014 円で全国平均 34,797 円より 2,783 円下回っています。</p> <p>(オ) 疾病分類別では、他の都道府県と同様に「精神及び行動の障害」の寄与度が最も高く、「新生物」、「消化器系の疾患」及び「妊娠、分娩及び産じょく」がプラスに作用しています。その他の疾病は、マイナスに作用していますが、そのうち「循環器系の疾患」が最も低くなっています。</p>	(削除)	内容の精査																																								
					(削除)	内容の精査																																								

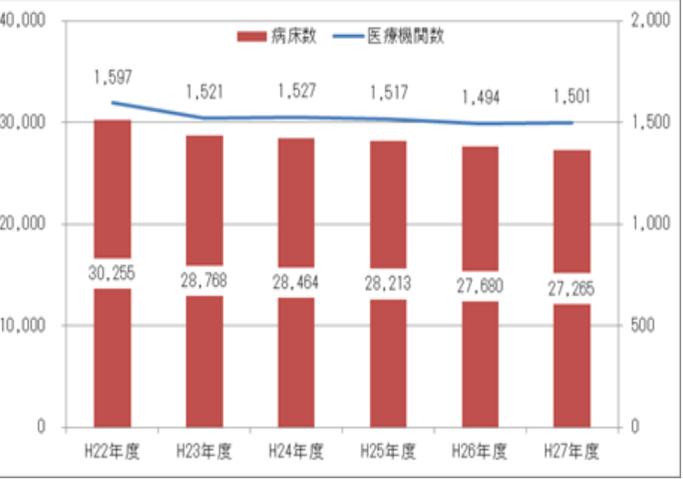
25	2	1	15	<p>表 2-26 平成 26 年度地域差指数(入院)の疾病分類別寄与度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>疾病例</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 V 精神及び行動の障害</td> <td>統合失調症、双極性感情障害等</td> <td>0.024</td> </tr> <tr> <td>2 III 新生物</td> <td>胃がん、肺がん、大腸がん等</td> <td>0.002</td> </tr> <tr> <td>3 XI 消化器系の疾患</td> <td>胃潰瘍、十二指腸潰瘍等</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>4 XV 妊娠、分娩及び産じょく</td> <td>流産、子宮外妊娠等</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>5 VII 眼及び付属器の疾患</td> <td>結膜炎、角膜炎等</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>6 VIII 先天奇形、変形及び染色体異常</td> <td>小頭症、ダウン症候群等</td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>7 VIII 及び乳核変起の疾患</td> <td>外耳炎、中耳炎等</td> <td>-0.001</td> </tr> <tr> <td>8 III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害</td> <td>鉄欠乏性貧血、無顆粒球症等</td> <td>-0.002</td> </tr> <tr> <td>9 IV 内分泌、栄養及び代謝疾患</td> <td>糖尿病、甲状腺機能低下症等</td> <td>-0.002</td> </tr> <tr> <td>10 X II 皮膚及び皮下組織の疾患</td> <td>アトピー性皮膚炎、乾せん等</td> <td>-0.002</td> </tr> <tr> <td>11 I 感染症及び寄生虫症</td> <td>腸チフス、サルモネラ感染症等</td> <td>-0.003</td> </tr> <tr> <td>12 X 呼吸器系の疾患</td> <td>肺炎、インフルエンザ等</td> <td>-0.003</td> </tr> <tr> <td>13 VI 神経系の疾患</td> <td>パーキンソン病、アルツハイマー病等</td> <td>-0.005</td> </tr> <tr> <td>14 X IV 腎臓泌尿器系の疾患</td> <td>ネフローゼ症候群、腎不全等</td> <td>-0.005</td> </tr> <tr> <td>15 X III 筋骨格系及び結合組織の疾患</td> <td>関節リウマチ、痛風等</td> <td>-0.006</td> </tr> <tr> <td>16 X IX 損傷、中毒及びその他の外因の影響</td> <td>骨折、熱傷等</td> <td>-0.006</td> </tr> <tr> <td>17 IX 循環器系の疾患</td> <td>高血圧性疾患、狭心症等</td> <td>-0.018</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>-0.026</td> </tr> </tbody> </table>	区分	疾病例		1 V 精神及び行動の障害	統合失調症、双極性感情障害等	0.024	2 III 新生物	胃がん、肺がん、大腸がん等	0.002	3 XI 消化器系の疾患	胃潰瘍、十二指腸潰瘍等	0.001	4 XV 妊娠、分娩及び産じょく	流産、子宮外妊娠等	0.001	5 VII 眼及び付属器の疾患	結膜炎、角膜炎等	0.000	6 VIII 先天奇形、変形及び染色体異常	小頭症、ダウン症候群等	0.000	7 VIII 及び乳核変起の疾患	外耳炎、中耳炎等	-0.001	8 III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	鉄欠乏性貧血、無顆粒球症等	-0.002	9 IV 内分泌、栄養及び代謝疾患	糖尿病、甲状腺機能低下症等	-0.002	10 X II 皮膚及び皮下組織の疾患	アトピー性皮膚炎、乾せん等	-0.002	11 I 感染症及び寄生虫症	腸チフス、サルモネラ感染症等	-0.003	12 X 呼吸器系の疾患	肺炎、インフルエンザ等	-0.003	13 VI 神経系の疾患	パーキンソン病、アルツハイマー病等	-0.005	14 X IV 腎臓泌尿器系の疾患	ネフローゼ症候群、腎不全等	-0.005	15 X III 筋骨格系及び結合組織の疾患	関節リウマチ、痛風等	-0.006	16 X IX 損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折、熱傷等	-0.006	17 IX 循環器系の疾患	高血圧性疾患、狭心症等	-0.018	計		-0.026	(削除)	内容の精査
区分	疾病例																																																														
1 V 精神及び行動の障害	統合失調症、双極性感情障害等	0.024																																																													
2 III 新生物	胃がん、肺がん、大腸がん等	0.002																																																													
3 XI 消化器系の疾患	胃潰瘍、十二指腸潰瘍等	0.001																																																													
4 XV 妊娠、分娩及び産じょく	流産、子宮外妊娠等	0.001																																																													
5 VII 眼及び付属器の疾患	結膜炎、角膜炎等	0.000																																																													
6 VIII 先天奇形、変形及び染色体異常	小頭症、ダウン症候群等	0.000																																																													
7 VIII 及び乳核変起の疾患	外耳炎、中耳炎等	-0.001																																																													
8 III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	鉄欠乏性貧血、無顆粒球症等	-0.002																																																													
9 IV 内分泌、栄養及び代謝疾患	糖尿病、甲状腺機能低下症等	-0.002																																																													
10 X II 皮膚及び皮下組織の疾患	アトピー性皮膚炎、乾せん等	-0.002																																																													
11 I 感染症及び寄生虫症	腸チフス、サルモネラ感染症等	-0.003																																																													
12 X 呼吸器系の疾患	肺炎、インフルエンザ等	-0.003																																																													
13 VI 神経系の疾患	パーキンソン病、アルツハイマー病等	-0.005																																																													
14 X IV 腎臓泌尿器系の疾患	ネフローゼ症候群、腎不全等	-0.005																																																													
15 X III 筋骨格系及び結合組織の疾患	関節リウマチ、痛風等	-0.006																																																													
16 X IX 損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折、熱傷等	-0.006																																																													
17 IX 循環器系の疾患	高血圧性疾患、狭心症等	-0.018																																																													
計		-0.026																																																													
26	2	1	15	<p>(カ) 病院の平均在院日数は、全病床が 29.9 日で前年度より 0.8 日減少しましたが、 全国平均 29.1 日より 0.8 日長くなっています。 病床種類別では、「精神病床」が 314.9 日（全国 274.7 日）で前年度より 14.3 日短く、「療養病棟」は 163.4 日（全国 158.2 日）で前年度より 14.3 日短く、「介護療養病棟」は、223.7 日（全国 315.8 日）で 6.8 日長くなっています。</p>	(削除)	内容の精査																																																									

27	2	1	16	<p>表 2-27 平成 27 年度病床種類別の平均在院日数</p> <table border="1"> <caption>表 2-27 平成 27 年度病床種類別の平均在院日数</caption> <thead> <tr> <th>病床種類</th> <th>福島県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神</td> <td>314.9</td> <td>274.7</td> </tr> <tr> <td>感染症</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>結核</td> <td>84.6</td> <td>67.3</td> </tr> <tr> <td>療養</td> <td>163.4</td> <td>158.2</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>17.4</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>介護療養</td> <td>223.7</td> <td>315.8</td> </tr> </tbody> </table>	病床種類	福島県	全国	精神	314.9	274.7	感染症	8	-	結核	84.6	67.3	療養	163.4	158.2	一般	17.4	16.5	介護療養	223.7	315.8	(削除)	内容の精査
病床種類	福島県	全国																									
精神	314.9	274.7																									
感染症	8	-																									
結核	84.6	67.3																									
療養	163.4	158.2																									
一般	17.4	16.5																									
介護療養	223.7	315.8																									
28	2	1	16	<p>イ 入院外（調剤を含む）</p> <p>(ア) 1人当たりの医療費は、177,355 円で全国平均 177,088 円より 267 円上回っています。高齢の階層（「60 歳～65 歳」「70 歳～74 歳」の階層）は、全国平均を下回っていますが、その他の階層は全国平均を上回っています。</p> <p>(イ) 受診率は、8.46%で全国平均 8.25%を 0.21%上回っています。階層別では、「50 歳～54 歳」以外の階層は、全て全国平均を上回っています。</p> <p>(ウ) 1件当たりの日数は、1.51 日で全国平均 1.61 日より 0.10 日下回っています。</p> <p>(エ) 1日当たりの医療費は、13,870 円で全国平均 13,163 円より 707 円上回っています。</p>	(削除)	内容の精査																					

29	2	1	16	<p>ウ 歯科</p> <p>(ア) 1人当たりの医療費は、21,611円で全国平均24,258円より2,647円下回っています。</p> <p>(イ) 受診率は、1.60%で全国平均1.83%を0.23%下回っています。</p> <p>(ウ) 1件当たりの日数は、2.07日で全国平均2.01日より0.06日上回っています。</p> <p>(エ) 1日当たりの医療費は、6,531円で全国平均6,604円より73円下回っています。</p>	(削除)	内容の精査																																																																																		
30	2	1	17	<p>表 2-28 平成 27 年度 診療種別の比較</p> <p>① 1人当たりの医療費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">福島県(A)</th> <th colspan="2">全国(B)</th> <th colspan="2">A-B</th> </tr> <tr> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>122,741</td> <td>125,284</td> <td>122,780</td> <td>126,108</td> <td>▲ 39</td> <td>▲ 824</td> </tr> <tr> <td>入院外</td> <td>173,674</td> <td>177,355</td> <td>172,267</td> <td>177,088</td> <td>1,407</td> <td>267</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>21,547</td> <td>21,611</td> <td>23,681</td> <td>24,258</td> <td>▲ 2,134</td> <td>▲ 2,647</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>317,962</td> <td>324,250</td> <td>318,728</td> <td>327,454</td> <td>▲ 766</td> <td>▲ 3,204</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 受診率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">福島県(A)</th> <th colspan="2">全国(B)</th> <th colspan="2">A-B</th> </tr> <tr> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>0.23</td> <td>0.23</td> <td>0.22</td> <td>0.23</td> <td>0.01</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>入院外</td> <td>8.38</td> <td>8.46</td> <td>8.15</td> <td>8.25</td> <td>0.23</td> <td>0.21</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>1.57</td> <td>1.60</td> <td>1.77</td> <td>1.83</td> <td>▲ 0.20</td> <td>▲ 0.23</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10.18</td> <td>10.29</td> <td>10.14</td> <td>10.31</td> <td>0.04</td> <td>▲ 0.02</td> </tr> </tbody> </table>		福島県(A)		全国(B)		A-B		H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	入院	122,741	125,284	122,780	126,108	▲ 39	▲ 824	入院外	173,674	177,355	172,267	177,088	1,407	267	歯科	21,547	21,611	23,681	24,258	▲ 2,134	▲ 2,647	計	317,962	324,250	318,728	327,454	▲ 766	▲ 3,204		福島県(A)		全国(B)		A-B		H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	入院	0.23	0.23	0.22	0.23	0.01	0	入院外	8.38	8.46	8.15	8.25	0.23	0.21	歯科	1.57	1.60	1.77	1.83	▲ 0.20	▲ 0.23	計	10.18	10.29	10.14	10.31	0.04	▲ 0.02	(削除)	内容の精査
	福島県(A)		全国(B)			A-B																																																																																		
	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度																																																																																		
入院	122,741	125,284	122,780	126,108	▲ 39	▲ 824																																																																																		
入院外	173,674	177,355	172,267	177,088	1,407	267																																																																																		
歯科	21,547	21,611	23,681	24,258	▲ 2,134	▲ 2,647																																																																																		
計	317,962	324,250	318,728	327,454	▲ 766	▲ 3,204																																																																																		
	福島県(A)		全国(B)		A-B																																																																																			
	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度																																																																																		
入院	0.23	0.23	0.22	0.23	0.01	0																																																																																		
入院外	8.38	8.46	8.15	8.25	0.23	0.21																																																																																		
歯科	1.57	1.60	1.77	1.83	▲ 0.20	▲ 0.23																																																																																		
計	10.18	10.29	10.14	10.31	0.04	▲ 0.02																																																																																		
					(削除)	内容の精査																																																																																		

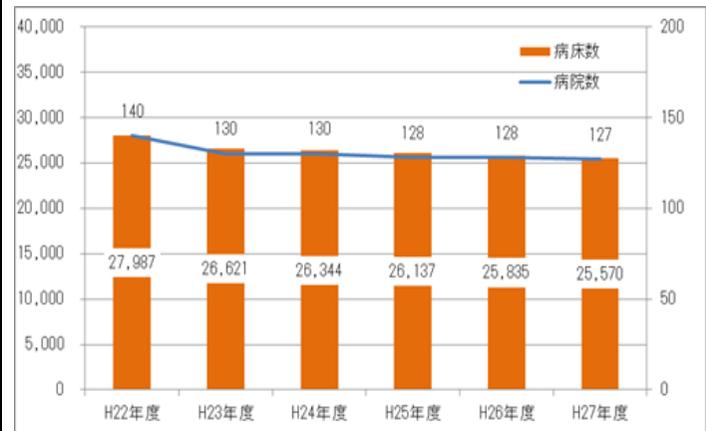
31	2	1	17	<p>③1件当たりの日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">福島県(A)</th> <th colspan="2">全国(B)</th> <th colspan="2">A-B</th> </tr> <tr> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>16.50</td> <td>16.70</td> <td>16.12</td> <td>15.99</td> <td>0.38</td> <td>0.71</td> </tr> <tr> <td>入院外</td> <td>1.51</td> <td>1.51</td> <td>1.65</td> <td>1.63</td> <td>▲0.14</td> <td>▲0.12</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>2.13</td> <td>2.07</td> <td>2.06</td> <td>2.01</td> <td>0.07</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.96</td> <td>1.94</td> <td>2.04</td> <td>2.01</td> <td>0.08</td> <td>▲0.07</td> </tr> </tbody> </table> <p>④1日当たりの医療費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">福島県(A)</th> <th colspan="2">全国(B)</th> <th colspan="2">A-B</th> </tr> <tr> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td>31,296</td> <td>32,014</td> <td>33,968</td> <td>34,797</td> <td>▲2,692</td> <td>▲2,783</td> </tr> <tr> <td>入院外</td> <td>13,709</td> <td>13,870</td> <td>12,811</td> <td>13,163</td> <td>898</td> <td>707</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>6,450</td> <td>6,531</td> <td>6,492</td> <td>6,604</td> <td>▲42</td> <td>▲73</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15,953</td> <td>16,205</td> <td>15,392</td> <td>15,780</td> <td>561</td> <td>425</td> </tr> </tbody> </table>		福島県(A)		全国(B)		A-B		H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	入院	16.50	16.70	16.12	15.99	0.38	0.71	入院外	1.51	1.51	1.65	1.63	▲0.14	▲0.12	歯科	2.13	2.07	2.06	2.01	0.07	0.06	計	1.96	1.94	2.04	2.01	0.08	▲0.07		福島県(A)		全国(B)		A-B		H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	入院	31,296	32,014	33,968	34,797	▲2,692	▲2,783	入院外	13,709	13,870	12,811	13,163	898	707	歯科	6,450	6,531	6,492	6,604	▲42	▲73	計	15,953	16,205	15,392	15,780	561	425	(削除)	内容の精査
		福島県(A)		全国(B)		A-B																																																																																		
H25年度		H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度																																																																																		
入院	16.50	16.70	16.12	15.99	0.38	0.71																																																																																		
入院外	1.51	1.51	1.65	1.63	▲0.14	▲0.12																																																																																		
歯科	2.13	2.07	2.06	2.01	0.07	0.06																																																																																		
計	1.96	1.94	2.04	2.01	0.08	▲0.07																																																																																		
	福島県(A)		全国(B)		A-B																																																																																			
	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度																																																																																		
入院	31,296	32,014	33,968	34,797	▲2,692	▲2,783																																																																																		
入院外	13,709	13,870	12,811	13,163	898	707																																																																																		
歯科	6,450	6,531	6,492	6,604	▲42	▲73																																																																																		
計	15,953	16,205	15,392	15,780	561	425																																																																																		
			18	<p>エ 1人当たり医療費の保険者間格差</p> <p>平成26年度の1人当たり医療費は、最大が広野町の443,437円、最小が古殿町の266,571円であり、保険者間の格差は約1.7倍の現状にあります。</p> <p>なお、県全体の1人当たり医療費は、全国第33位(「表2-17」参照)となっています。</p> <p>平成26年度の100人当たり受診件数は1047.09件で、震災前の平成22年度と比較すると10.98%増加しており、増加傾向にあります。</p> <p>表2-29</p> <p>都道府県別1人当たり医療費の格差の状況(平成26年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">保険者別1人当たり医療費</th> </tr> <tr> <th>最大</th> <th>最小</th> <th>格差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県 広野町</td> <td>443,437</td> <td>古殿町 266,571</td> <td>1.7倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 3~2月診療ベースである。</p>		保険者別1人当たり医療費			最大	最小	格差	福島県 広野町	443,437	古殿町 266,571	1.7倍	(削除)	内容の精査																																																																							
	保険者別1人当たり医療費																																																																																							
	最大	最小	格差																																																																																					
福島県 広野町	443,437	古殿町 266,571	1.7倍																																																																																					

32	2	1	18	<p>表 2-30 年度別 100 人当たり受診件数の推移（受診率）</p>  <table border="1" data-bbox="383 220 1064 651"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>100人当たり受診件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22年度</td> <td>943.47</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>961.34</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>1022.62</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>1017.87</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>1029.46</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>1047.09</td> </tr> </tbody> </table>	年度	100人当たり受診件数	H22年度	943.47	H23年度	961.34	H24年度	1022.62	H25年度	1017.87	H26年度	1029.46	H27年度	1047.09	(削除)	内容の精査
年度	100人当たり受診件数																			
H22年度	943.47																			
H23年度	961.34																			
H24年度	1022.62																			
H25年度	1017.87																			
H26年度	1029.46																			
H27年度	1047.09																			
33	2	1	19	<p>オ 医療の提供状況</p> <p>(ア) 人口 10 万対医療施設数は、平成 27 年 10 月 1 日現在、病院は 6.6 施設（対前年度±0 施設、全国 6.7 施設）、一般診療所は 71.8 施設（対前年+1.2 施設、全国 79.5 施設）となっています。</p> <p>(イ) 人口 10 万対病床数は、平成 27 年 10 月 1 日現在、病院は 1,335.9 床（対前年度+0.8 床、全国 1,232.1 床）、診療所は 88.6 床（対前年▲6.7 床、全国 84.7 床）となっています。なお、病院の病床数は前年度より 265 床減少していますが、人口 10 万対病床数は増加となっています。なお、診療所は、いずれも減少しています。</p> <p>(ウ) 震災前（平成 22 年 10 月 1 日現在）との比較では、医療施設は▲96 施設、病床は▲2,990 床となっています。なお、医療施設の減少率は、一般診療所は▲5.70%、病院は▲9.29%、病床数の減少率は、一般診療所は▲25.26%、病院は▲8.64%となっています。</p>	(削除)	内容の精査														

34	2	1	19	<p>(イ) 医療費の多くは入院医療費が占めていることから、医療費と病床数には相関関係があると言われますが、本県においては、人口 10 万対病床数は病院で全国平均を 103.8 ポイント、一般診療所で 3.9 ポイント上回っていますが、1 人当たり医療費（入院）は、0.65 ポイント下回っていますので強い相関関係は認められません。</p> <p>なお、本県の病床利用率は、73.1%で全国最下位となっています。</p>	(削除)	内容の精査																					
35	2	1	19	<p>表 2-31 医療機関（病院・診療所）数及び病床数の推移</p>  <table border="1" data-bbox="387 563 1070 1042"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>病床数</th> <th>医療機関数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22年度</td> <td>30,255</td> <td>1,597</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>28,768</td> <td>1,521</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>28,464</td> <td>1,527</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>28,213</td> <td>1,517</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>27,680</td> <td>1,494</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>27,265</td> <td>1,501</td> </tr> </tbody> </table>	年度	病床数	医療機関数	H22年度	30,255	1,597	H23年度	28,768	1,521	H24年度	28,464	1,527	H25年度	28,213	1,517	H26年度	27,680	1,494	H27年度	27,265	1,501	(削除)	内容の精査
年度	病床数	医療機関数																									
H22年度	30,255	1,597																									
H23年度	28,768	1,521																									
H24年度	28,464	1,527																									
H25年度	28,213	1,517																									
H26年度	27,680	1,494																									
H27年度	27,265	1,501																									

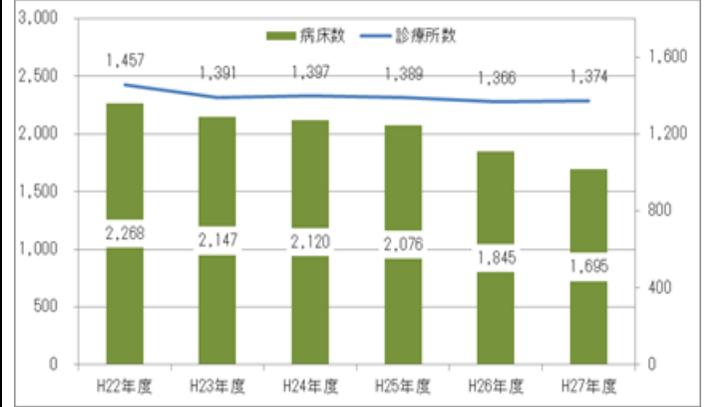
36 2 1 20

表 2-32 病院数及び病床数の推移



37

表 2-33 診療所数及び病床数の推移



(削除)

内容の精査

38	2	1	21	<p>表 2-34 人口 10 万人対施設数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">病 院</th> <th colspan="2">一般診療所</th> <th rowspan="2">歯 科 診 療 所</th> </tr> <tr> <th>精神科 病院</th> <th>一般 病院</th> <th>有床 (再掲)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23 年度</td> <td>6.5</td> <td>1.2</td> <td>5.4</td> <td>69.9</td> <td>8.2</td> <td>44.2</td> </tr> <tr> <td>H24 年度</td> <td>6.6</td> <td>1.2</td> <td>5.5</td> <td>71.2</td> <td>8.3</td> <td>44.6</td> </tr> <tr> <td>H25 年度</td> <td>6.6</td> <td>1.2</td> <td>5.4</td> <td>71.4</td> <td>8.1</td> <td>44.7</td> </tr> <tr> <td>H26 年度</td> <td>6.6</td> <td>1.2</td> <td>5.4</td> <td>70.6</td> <td>6.9</td> <td>44.4</td> </tr> <tr> <td>H27 年度</td> <td>6.6</td> <td>1.2</td> <td>5.4</td> <td>71.8</td> <td>6.4</td> <td>44.7</td> </tr> <tr> <td>全国 H27 年度 (参考)</td> <td>6.7</td> <td>0.8</td> <td>5.8</td> <td>79.5</td> <td>6.3</td> <td>54.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各年度 10 月 1 日現在)</p>		病 院		一般診療所		歯 科 診 療 所	精神科 病院	一般 病院	有床 (再掲)		H23 年度	6.5	1.2	5.4	69.9	8.2	44.2	H24 年度	6.6	1.2	5.5	71.2	8.3	44.6	H25 年度	6.6	1.2	5.4	71.4	8.1	44.7	H26 年度	6.6	1.2	5.4	70.6	6.9	44.4	H27 年度	6.6	1.2	5.4	71.8	6.4	44.7	全国 H27 年度 (参考)	6.7	0.8	5.8	79.5	6.3	54.1	(削除)	内容の精査
	病 院		一般診療所			歯 科 診 療 所																																																				
	精神科 病院	一般 病院	有床 (再掲)																																																							
H23 年度	6.5	1.2	5.4	69.9	8.2	44.2																																																				
H24 年度	6.6	1.2	5.5	71.2	8.3	44.6																																																				
H25 年度	6.6	1.2	5.4	71.4	8.1	44.7																																																				
H26 年度	6.6	1.2	5.4	70.6	6.9	44.4																																																				
H27 年度	6.6	1.2	5.4	71.8	6.4	44.7																																																				
全国 H27 年度 (参考)	6.7	0.8	5.8	79.5	6.3	54.1																																																				
39	2	1	21	<p>表 2-35 人口 10 万人対病床数及び利用率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">平成27年10月1日 現在</th> <th colspan="2">人口10万対病床数</th> <th rowspan="2">病床利用率 (%)</th> <th rowspan="2">全国順位</th> </tr> <tr> <th>病院</th> <th>一般診療所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県</td> <td>1 335.9</td> <td>88.6</td> <td>73.1</td> <td>47位</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>1 232.1</td> <td>84.7</td> <td>80.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成27年10月1日 現在	人口10万対病床数		病床利用率 (%)	全国順位	病院	一般診療所	福島県	1 335.9	88.6	73.1	47位	全国	1 232.1	84.7	80.1		(削除)	内容の精査																																			
平成27年10月1日 現在	人口10万対病床数		病床利用率 (%)	全国順位																																																						
	病院	一般診療所																																																								
福島県	1 335.9	88.6	73.1	47位																																																						
全国	1 232.1	84.7	80.1																																																							
40	2	1	21	<p>(オ) 二次医療圏ごとの人口 10 万人あたりの病院病床数は、県南地区及び南会津地区が県平均・全国平均ともに下回っています。診療所病床数は、県南地区、会津・南会津地区が県平均・全国平均ともに下回っています。</p> <p>県全体では、病院病床数・診療所病床数ともに、全国平均を上回っていますが、地域ごとのばらつきは大きい状況にあります。</p> <p>(カ) 二次医療圏における医療費と病床数の相関関係は、病院病床数の多い地区は 1 人当たり医療費も高い傾向にあり、相関関係がみられます。</p>	(削除)	内容の精査																																																				

41	2	1	22	<p>表 2-36 二次医療圏ごとの医療施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">医療圏</th> <th colspan="2">病院病床数</th> <th colspan="2">診療所病床数</th> <th rowspan="2">1人当たり医療費 (円)</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>人口10万対</th> <th>総数</th> <th>人口10万対</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>6,072</td> <td>1,263.3</td> <td>416</td> <td>86.5</td> <td>312,882</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>7,361</td> <td>1,379.0</td> <td>468</td> <td>87.7</td> <td>310,008</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>1,521</td> <td>1,038.6</td> <td>93</td> <td>63.5</td> <td>301,741</td> </tr> <tr> <td>会津</td> <td>4,078</td> <td>1,617.1</td> <td>127</td> <td>50.4</td> <td>321,573</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>98</td> <td>347.7</td> <td>19</td> <td>67.4</td> <td>341,780</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>2,619</td> <td>1,450.7</td> <td>151</td> <td>83.6</td> <td>360,389</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>4,826</td> <td>1,454.0</td> <td>405</td> <td>122.0</td> <td>348,172</td> </tr> <tr> <td>福島県</td> <td>26,575</td> <td>1,360.2</td> <td>1,679</td> <td>85.9</td> <td>324,250</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>1,565,968</td> <td>1,222.8</td> <td>107,626</td> <td>84.0</td> <td>327,455</td> </tr> </tbody> </table>	医療圏	病院病床数		診療所病床数		1人当たり医療費 (円)	総数	人口10万対	総数	人口10万対	県北	6,072	1,263.3	416	86.5	312,882	県中	7,361	1,379.0	468	87.7	310,008	県南	1,521	1,038.6	93	63.5	301,741	会津	4,078	1,617.1	127	50.4	321,573	南会津	98	347.7	19	67.4	341,780	相双	2,619	1,450.7	151	83.6	360,389	いわき	4,826	1,454.0	405	122.0	348,172	福島県	26,575	1,360.2	1,679	85.9	324,250	全国	1,565,968	1,222.8	107,626	84.0	327,455	(削除)	内容の精査
医療圏	病院病床数		診療所病床数			1人当たり医療費 (円)																																																																
	総数	人口10万対	総数	人口10万対																																																																		
県北	6,072	1,263.3	416	86.5	312,882																																																																	
県中	7,361	1,379.0	468	87.7	310,008																																																																	
県南	1,521	1,038.6	93	63.5	301,741																																																																	
会津	4,078	1,617.1	127	50.4	321,573																																																																	
南会津	98	347.7	19	67.4	341,780																																																																	
相双	2,619	1,450.7	151	83.6	360,389																																																																	
いわき	4,826	1,454.0	405	122.0	348,172																																																																	
福島県	26,575	1,360.2	1,679	85.9	324,250																																																																	
全国	1,565,968	1,222.8	107,626	84.0	327,455																																																																	
42	2	1	22	<p>カ 高額療養費の支給状況</p> <p>平成 27 年度の高額療養費の支給額は、140 億 9,336 万円で前年度比 6 億 9,924 万円 (5.22%) 増加しています。</p> <p>表 2-37 高額療養費支給額(一般+退職)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22年度</td> <td>13,764,792</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>11,979,701</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>11,945,700</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>13,310,859</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>13,394,120</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>14,093,361</td> </tr> </tbody> </table>	年度	支給額	H22年度	13,764,792	H23年度	11,979,701	H24年度	11,945,700	H25年度	13,310,859	H26年度	13,394,120	H27年度	14,093,361	(削除)	内容の精査																																																		
年度	支給額																																																																					
H22年度	13,764,792																																																																					
H23年度	11,979,701																																																																					
H24年度	11,945,700																																																																					
H25年度	13,310,859																																																																					
H26年度	13,394,120																																																																					
H27年度	14,093,361																																																																					

43	2	1	25	<p>5 国民健康保険財政の将来の見通し_____</p> <p>(2) 医療費の推計</p> <p>ア 被保険者数</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計)の本県の 75 歳未満の人口に、平成 27 年度の <u>被保険者数</u> の割合を乗じて推計しました。</p> <p>平成 30 年度 <u>492,102 人</u> (対平成 27 年度▲ 2.30%) 平成 37 年度 <u>445,660 人</u> (対平成 27 年度▲11.52%)</p> <p>イ 医療費</p> <p>[7 行目]</p> <p>平成 30 年度医療費 <u>170,547 百万円</u> (対平成 27 年度 ▲0.84%) 一人当たり <u>346,569 円</u> (対平成 27 年度 +1.49%)</p> <p>平成 37 年度医療費 <u>168,392 百万円</u> (対平成 27 年度 ▲2.10%) 一人当たり <u>377,849 円</u> (対平成 27 年度 +10.65%)</p>	10	<p>5 国民健康保険財政の将来の見通し【P】</p> <p>(2) 医療費の推計</p> <p>ア 被保険者数</p> <p>国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口」(平成 25 年 3 月推計)の本県の 75 歳未満の人口に、平成 28 年度の <u>平均被保険者数 (H28.10.1 社会保険の適用拡大を加味した推計値)</u> の割合を乗じて推計しました。</p> <p>平成 30 年度 <u>472,838 人</u> (対平成 27 年度▲ 6.13%) 平成 37 年度 <u>430,950 人</u> (対平成 27 年度▲14.45%)</p> <p>イ 医療費【P】</p> <p><u>※福島県第三期医療費適正化計画における医療費推計との整合性を勘案して推計を行うこととする。</u></p>	<p>推計値の精査及び県医療費計画の整合性を図るため【P】とする。</p> <p>左記※印のとおり。</p>
44	2	3		10	<p>第 3 章 赤字の解消・削減の取組、目標年次等</p> <p>1 赤字市町村の現状</p> <p><u>平成 27 年度の実質単年度収支差引額(単年度収支差引額—一般会計繰入のうち決算補填目的に繰り入れた額)は 5 億 5,279 万円の赤字であり、37 市町村(全体の 63%)となっており、厳しい財政状況となっています。</u></p>	<p>「赤字の現状」と「赤字の定義」の記載順を変更</p>	

45	3	3			10	<p>表 2-11</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>赤字市町村数</th> <th>実質単年度収支差引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25 年度</td> <td>40 市町村</td> <td>▲1,463,403,032 円</td> </tr> <tr> <td>H26 年度</td> <td>33 市町村</td> <td>▲175,352,376 円</td> </tr> <tr> <td>H27 年度</td> <td>37 市町村</td> <td>▲552,790,821 円</td> </tr> </tbody> </table>		赤字市町村数	実質単年度収支差引額	H25 年度	40 市町村	▲1,463,403,032 円	H26 年度	33 市町村	▲175,352,376 円	H27 年度	37 市町村	▲552,790,821 円	「赤字の現状」として、実質単年度収支差引額を記載。					
	赤字市町村数	実質単年度収支差引額																						
H25 年度	40 市町村	▲1,463,403,032 円																						
H26 年度	33 市町村	▲175,352,376 円																						
H27 年度	37 市町村	▲552,790,821 円																						
46	3	3	26	<p><u>1</u> 赤字の定義</p> <p>市町村国保が解消・削減すべき赤字額について、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」及び「繰上充用金の増加額」であることを基本とします。</p> <p>なお、決算補填等目的の法定外一般会計繰入とは、下記のとおりとします。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>a 決算補填目的のもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○国保税の収納不足のため ○医療費の増加 </td> </tr> <tr> <td>b 保険者の政策によるもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○国保税の負担緩和を図るため 【前期納付金・後期支援金・介護納付金分含む】 ○任意給付に充てるため </td> </tr> <tr> <td>c 過年度の赤字によるもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○累積赤字補填のため ○公債費、借入金利息 </td> </tr> </tbody> </table>	a 決算補填目的のもの	<ul style="list-style-type: none"> ○国保税の収納不足のため ○医療費の増加 	b 保険者の政策によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○国保税の負担緩和を図るため 【前期納付金・後期支援金・介護納付金分含む】 ○任意給付に充てるため 	c 過年度の赤字によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○累積赤字補填のため ○公債費、借入金利息 	<p>11</p> <p><u>2</u> 赤字の定義</p> <p>市町村国保が解消・削減すべき赤字額については、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」及び「繰上充用金の増加額」であることを基本とします。</p> <p><u>決算補填等目的の法定外一般会計繰入は次のとおりとします。</u></p> <p><u>a は財政安定化基金を活用することで赤字が発生しないものであり、計画的に解消・削減すべき赤字は、b 及び c であることを基本とします。</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>a 決算補填目的のもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○国保税の収納不足のため ○医療費の増加 </td> </tr> <tr> <td>b 保険者の政策によるもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○国保税の負担緩和を図るため 【前期納付金・後期支援金・介護納付金分含む】 ○任意給付に充てるため </td> </tr> <tr> <td>c 過年度の赤字によるもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○累積赤字補填のため ○公債費、借入金利息 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) <u>解消・削減すべき赤字の定義による財政状況 (H27 決算を基にした試算値)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>赤字市町村数</th> <th>赤字額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27 年度</td> <td>12 市町村</td> <td>482,690,356 円</td> </tr> </tbody> </table>	a 決算補填目的のもの	<ul style="list-style-type: none"> ○国保税の収納不足のため ○医療費の増加 	b 保険者の政策によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○国保税の負担緩和を図るため 【前期納付金・後期支援金・介護納付金分含む】 ○任意給付に充てるため 	c 過年度の赤字によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○累積赤字補填のため ○公債費、借入金利息 		赤字市町村数	赤字額	H27 年度	12 市町村	482,690,356 円	「計画的に解消・削減すべき赤字」の範囲を精査
a 決算補填目的のもの	<ul style="list-style-type: none"> ○国保税の収納不足のため ○医療費の増加 																							
b 保険者の政策によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○国保税の負担緩和を図るため 【前期納付金・後期支援金・介護納付金分含む】 ○任意給付に充てるため 																							
c 過年度の赤字によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○累積赤字補填のため ○公債費、借入金利息 																							
a 決算補填目的のもの	<ul style="list-style-type: none"> ○国保税の収納不足のため ○医療費の増加 																							
b 保険者の政策によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○国保税の負担緩和を図るため 【前期納付金・後期支援金・介護納付金分含む】 ○任意給付に充てるため 																							
c 過年度の赤字によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○累積赤字補填のため ○公債費、借入金利息 																							
	赤字市町村数	赤字額																						
H27 年度	12 市町村	482,690,356 円																						

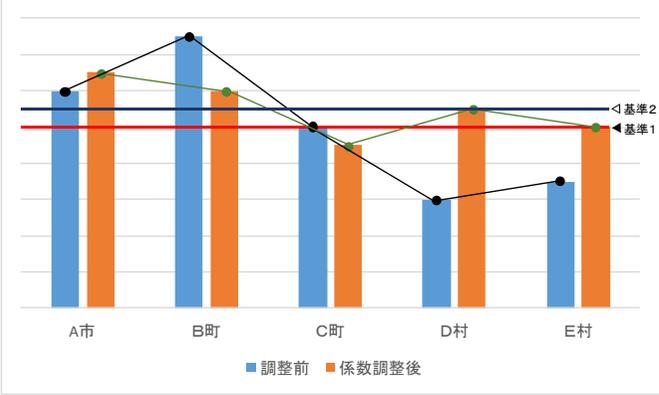
47	2	3	26	<p><u>2 赤字市町村の現状</u> 平成 27 年度の赤字市町村は 13 市町村（全体の 22%）であり、赤字額は 5 億 182 万円です。</p> <p>表 2-39 赤字市町村の現状</p> <table border="1" data-bbox="416 360 1104 592"> <thead> <tr> <th></th> <th>赤字市町村数</th> <th>赤字額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25 年度</td> <td>13 市町村</td> <td>721, 702, 207 円</td> </tr> <tr> <td>H26 年度</td> <td>12 市町村</td> <td>460, 314, 000 円</td> </tr> <tr> <td>H27 年度</td> <td>13 市町村</td> <td>501, 825, 736 円</td> </tr> </tbody> </table>		赤字市町村数	赤字額	H25 年度	13 市町村	721, 702, 207 円	H26 年度	12 市町村	460, 314, 000 円	H27 年度	13 市町村	501, 825, 736 円			
	赤字市町村数	赤字額																	
H25 年度	13 市町村	721, 702, 207 円																	
H26 年度	12 市町村	460, 314, 000 円																	
H27 年度	13 市町村	501, 825, 736 円																	
48	2	3	26	<p><u>3 赤字解消計画</u> 赤字市町村においては、赤字についての要因分析（医療費水準、国保税設定、国保税収納率等）を行うとともに、必要な対策について整理し、赤字解消・削減の取組や目標年次等を設定する赤字解消計画を策定します。 計画策定後の毎年度の取組については、市町村自らが評価し県が検証します。 なお、その際、必要に応じて取組内容は見直すこととします。 赤字解消計画期間は、<u>3年間を基本とし、計画の最終年度は平成35年度までとします。</u></p>	11	<p><u>3 赤字解消計画</u> 赤字市町村においては、赤字についての要因分析（医療費水準、国保税設定、国保税収納率等）を行うとともに、必要な対策について整理し、赤字解消・削減の取組や目標年次等を設定する赤字解消計画を策定します。 計画策定後の毎年度の取組については、市町村自らが評価し県が検証します。 なお、その際、必要に応じて取組内容は見直すこととします。 赤字解消計画期間は、<u>国保税が短期間で著しく増加しないよう配慮し、単年度での赤字解消が困難な市町村は、6年以内を基本とした計画を策定し、計画的、段階的な赤字の解消に取り組むこととします。</u></p> <p>(参考) <u>計画的に解消・削減すべき赤字の定義による財政状況 (H27決算を基にした試算値)</u></p> <table border="1" data-bbox="1200 1281 1883 1361"> <thead> <tr> <th></th> <th>赤字市町村数</th> <th>赤字額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27 年度</td> <td>8 市町村</td> <td>175, 789, 407 円</td> </tr> </tbody> </table>		赤字市町村数	赤字額	H27 年度	8 市町村	175, 789, 407 円	「赤字解消計画期間」を 3 年間から 6 年間に変更及び計画最終年度を削除。着実に赤字が解消されるよう文言を追加						
	赤字市町村数	赤字額																	
H27 年度	8 市町村	175, 789, 407 円																	

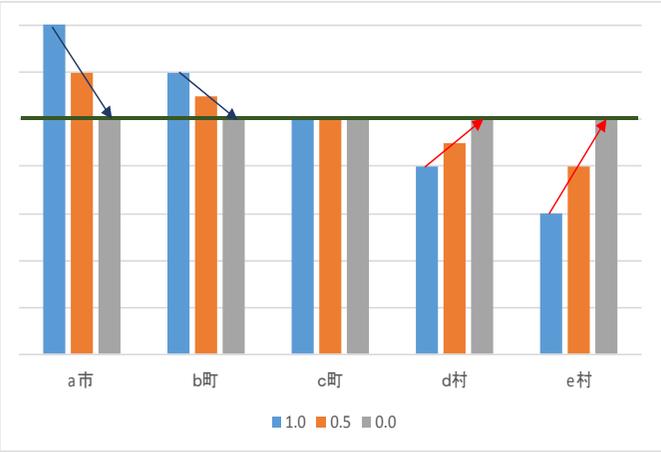
No.	章	節	たたき台		素案		備考
			頁	原文	頁	修正内容	
3	1	29	1	各市町村の保険料（税）算定方式 (1) <u>保険料（税）については、医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3区分に分かれています。</u> (2) <u>算定方式については、2方式（所得割、均等（人数）割）、3方式（所得割、均等割、平等（世帯）割）、4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）の3種類があります。</u> (表 3-1 略)	14	1 各市町村の保険料（税）算定方式 (1) <u>算定方式は、2方式（所得割、均等（人数）割）、3方式（所得割、均等割、平等（世帯）割）、4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）があり、本県の状況は表 3-1 のとおりです。</u> (表 3-1 略) (2) <u>削除</u>	内容の精査。 ・(1)を削除 ・(2)を追記の上、(1)とした。
		2	30	1 基本的な考え方 [6行目] 詳細な算定方法については、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」（平成 28 年 4 月 28 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課、以下「ガイドライン」という。）に基づいて算定します。	15	1 基本的な考え方 [6行目] 詳細な算定方法については、 <u>厚生労働省保険局国民健康保険課が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について」（以下「ガイドライン」という。）に基づいて算定し、改定が発生した場合には、それに則して対応します。</u>	
3	2	30	2 算定方法 (1) 略 (2) 医療費指数反映係数 α 医療費指数反映係数 α については、 <u>年齢調整を加味した医療費を指数化した医療費指数を各市町村の納付金にどの程度反映させるかを調整する係数です。</u>	15	2 算定方法 (1) 略 (2) 医療費指数反映係数 α 医療費指数反映係数 α _____ は、 <u>年齢調整後の医療費指数を各市町村の納付金にどの程度反映させるかを調整する係数です。</u>	内容の精査(市町村との協議結果)	

3	2	30	<p>[6行目]</p> <p>本県では、原子力災害による避難指示区域等を抱える市町村は、医療費の一部負担金の減額により医療費指数が高い現状にあります。そのため、αを0に近づけるほど医療費指数が低い市町村の負担が大きくなり、医療費水準の高い市町村の納付金を負担することになります。</p> <p>そのため、医療費指数の県内格差が大きい現状においては、市町村の医療費水準を_____反映した「$\alpha=1$」を基本としますが、<u>医療費指数反映係数αについては、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村と協議をしながら設定していきます。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	15	<p>[6行目]</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>一般的に、αを0に近づけるほど医療費指数が低い市町村の負担が大きくなり、医療費水準の高い市町村の納付金を負担することになります。</u></p> <p>そのため、市町村の医療費水準を<u>すべて直接的に</u>反映した「$\alpha=1$」を基本としますが、<u>次の事項に配慮しつつ、将来的な保険料水準の統一を目指し、市町村と協議をしながら設定していきます。</u></p> <p><u>ア 市町村間医療費格差</u></p> <p><u>イ 医療費適正化の取組</u></p> <p><u>ウ 保険料負担の激変</u></p> <p><u>エ 将来的な保険料水準の統一（$\alpha=0$）</u></p>	
3	2	30	<p>(3) 所得係数β</p> <p>所得係数βは、所得のシェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数です。</p> <p>具体的な各市町村の所得の割合と被保険者数・世帯数の割合は、次のとおりです。</p> <p><u>$\beta * (\text{所得の割合}) : (\text{被保険者数} \cdot \text{世帯数の割合}) \dots \textcircled{1}$</u></p> <p><u>$\beta$は、1近辺の数値となりますが、$\beta=1$の場合（所得水準が全国平均の場合）は$\textcircled{1}$式の所得の割合と被保険者数・世帯数の割合50:50になります。βが1より小さい場合は、所得の割が低く、反対に、βが1より大きい場合は、所得の割合が高くなります。</u></p> <p><u>βについては、「(県平均の一人当たり所得) / (全国平均の一人当たり所得)」により算出され、βを使うことが基本とされますが、市町村の現行の賦課割合において応能割が高い現状にあるため、激変緩和の観点からβと異なるβ'についての検討を進め、市町村と協議しながら</u></p>	15	<p>(3) 所得係数β</p> <p>所得係数βは、所得のシェアを<u>各市町村の納付金にどの程度反映</u>させるかを調整する係数です。</p> <p><u>所得水準が全国平均である都道府県ではβが1となり、所得のシェアと被保険者数・世帯数のシェアの割合は50:50になります。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>βが1より小さい場合は、所得の割合が低く、反対に、βが1より大きい場合は、所得の割合が高くなります。</p> <p><u>国が_____「(県平均の一人当たり所得) / (全国平均の一人当たり所得)」により算出した所得係数「β」を基本としますが、次の事項に配慮しつつ、市町村と協議して「β'」の検討を行いながら設定していき</u></p>	<p>内容の精査(市町村との協議結果)</p>

3	2	30	<p>設定していきます。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	16	<p>ます。</p> <p><u>なお、将来的には、第3節1(2)市町村標準保険料率の賦課割合で使用する所得係数と同じ値とすることで、保険料水準の統一を目指します。</u></p> <p><u>ア 市町村間所得格差</u></p> <p><u>イ 各所得階層の影響</u></p> <p><u>ウ 保険料負担の激変</u></p>	
3	2	31	<p>(4) <u>納付金に含める保険給付の範囲【協議中】</u></p> <p>納付金に含める保険給付の範囲については、ガイドラインで規定されている、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費に加えて、給付額が標準化される出産育児一時金及び葬祭費についても含めることとします。</p> <hr/> <hr/>	16	<p>(4) <u>納付金に含める保険給付の範囲</u></p> <p>納付金に含める保険給付の範囲については、ガイドラインで規定されている、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費です。</p> <p><u>今後、事務の標準化において、納付金に含めた際の事務的な整理を十分に行いながら、将来的な保険料水準の統一を目指し、市町村と協議して範囲拡大を進めていきます。</u></p>	内容の精査(市町村との協議結果)
3	2	31	<p>(5) <u>高額医療費負担金等</u></p> <p><u>高額医療費負担金等については、医療費反映係数αを1に設定することにより、高額療養費が多額となり医療費指数が上昇し納付金の配分が大きくなるような市町村に配慮する必要があります。そのため、県全体から差し引くのではなく各市町村の過去の発生の状況に応じて各市町村個別に差し引く取扱いとします。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	16	<p>(5) <u>高額医療費負担金等</u></p> <p><u>高額医療費負担金や特別高額医療費共同事業負担金は、基本的には当該医療費が発生した市町村の保険料負担の増加を抑制するために活用されますが、一方で当該市町村の医療費指数(発生した年の2年後以降)に反映されます。</u></p> <p><u>しかし、医療費指数への反映は、3年間の医療費の平均により算出されるため、一時的な高額医療費の発生の影響は緩和されます。また、年度途中に高額な医療費が発生しても、保険給付費等交付金により全額賄われます。</u></p> <p><u>そのため、本県では高額医療費の共同負担は行わないことを基本としますが、小規模市町村における著しく高額な医療費が発生した場合のリスクに対し、県全体で共</u></p>	内容の精査(市町村との協議結果)

3	3	31		16		
3	3	31	1 市町村標準保険料率 (略) (1) 算定方式 支援方針において市町村の保険料(税)率算定方式については4方式から3方式を目指しています。しかしながら、今なお半数を超える市町村が4方式(表3-1)により算定しています。 4方式については固定資産税との二重課税であるとの批判があることや、利益が出ない固定資産の保有は必ずしも担税力に結びつかないなどの理由から、3方式としていましたので、市町村標準保険料率についても3方式とします。 引き続き、4方式の市町村においては、3方式への移行を目指すこととします。 なお、市町村の保険料(税)算定方式については、納付金の算定に資産割を加味していないことから、平成●●年度までに全市町村が3方式となることを目指します。	16	1 市町村標準保険料率 (略) (1) 算定方式 支援方針において、市町村の保険料(税)率算定方式_____は3方式を目指しています。_____ _____ 4方式_____は固定資産税との二重課税であるとの批判_____や、利益が出ない固定資産の保有は必ずしも担税力に結びつかないなどの理由から、_____市町村標準保険料率_____も3方式とします。 _____4方式を採用している市町村は、引き続き3方式への移行を計画し、県全体としては、平成35年度までに全市町村が3方式となることを目指します。	内容の精査。 (市町村との協議結果)
3	3	31	(2) 賦課割合 ア 応能割と応益割 応能割と応益割の賦課割合については β' : 1とし、市町村と協議しながら設定します。 _____ _____ _____ _____ _____ _____	16	(2) 賦課割合 ア 応能割と応益割 応能割と応益割の賦課割合は、国が「(県平均の一人当たり所得) / (全国平均の一人当たり所得)」により算出した所得係数「 β 」を基本としますが、低所得者の負担を著しく増加させないため、市町村と協議しながら β' の検討を含めて設定していきます。 なお、将来は、第2節2(3)納付金配分で使用する β と同じ値とすることで、保険料水準の統一が可能とされています。	

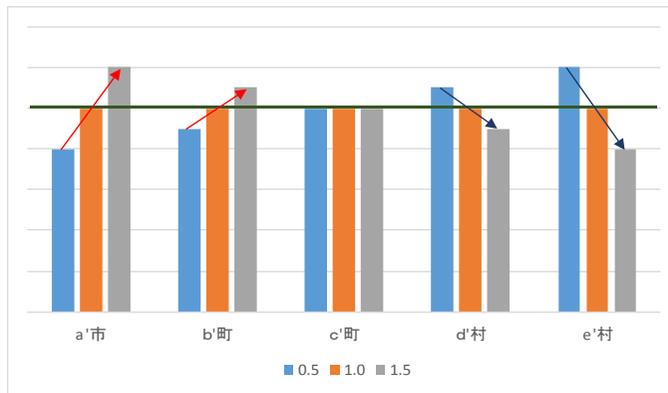
		<p>入金（2号分）及び特例基金からの繰入金により対応することとされています。</p> <p>なお、国保法により特例基金は、平成30年度から平成35年度までとされているため激変緩和措置の実施期間は6年を基本とします。</p> <p>(2) 納付金の算定方法（α、β）の設定</p> <p>激変が生じにくい係数（α、β）を用いることで、県全体において市町村の納付金額のバランスを取ることができ_____ます。</p> <p>ただし、この係数（α、β）の設定によって、市町村の中には納付金額が増加し負担感が強まる可能性があります。</p> <p>【係数調整による負担感の変動のイメージ】</p>  <p>基準1：前年度と同一の一人当たり負担水準 基準2：医療費の伸びを加味した一人当たり負担水準</p> <p>※ 調整前は、基準1（前年度の一人当たり負担水準）との格差が大きいが、調整しますが、A市、D市、E市は、調整前より負担感が強くなります。</p>		<p>入金_____及び特例基金からの繰入金により対応することとされています。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 納付金の算定方法（α、β）の設定</p> <p>激変が生じにくい係数（α、β）を用いることで、県全体において市町村の納付金額のバランスを取ることができるため、必要に応じて市町村と協議して設定していきます。</p> <p>ただし、この係数（α、β）の設定によって、市町村の中には納付金額が増加し負担感が強まる可能性もあります。</p> <p>(削除)</p>	<p>激変緩和措置の期間を削除</p> <p>内容の精査</p>
3	3	32	17		
3	3	32			

3	3	33	<p>ア 医療費指数反映係数αによる調整</p> <p>医療費指数反映係数αは、医療費指数を納付金の配分にどの程度反映させるかを調整することができるので、医療費水準の格差による納付金額が算定されます（αを1とすれば、市町村の医療費水準に応じた負担となり、0とすれば、医療費水準によらない負担となります）。</p> <p>【医療費反映係数αを調整することによる負担感変動のイメージ】</p>  <p>※αを1から0に変化させた際の負担感の推移状況 ※αは1から0の間の数値をとる ※a, b, c, d, eの順に医療費指数は高いものとする ※cは医療費指数が1であるとする</p>		(削除)	内容の精査
3	3	33	<p>イ 所得係数β (β'を設定すること)による調整</p> <p>所得係数βについては、所得のシェアをどの程度納付金に反映させるのかを調整する係数であり、なお、原則はβですが県が任意にβ'を設定することもできます。</p>		(削除)	内容の精査

3 3 33

一人当たり所得の違いによる納付金額の差を調整することができます(β (β')には決められた値域はないが、“1”近辺とされています。数値が低いほど、応益割の課税ベースが大きくなり相対的に応能割の課税ベースが小さくなるため、低所得者の相対的な負担増につながる。反対に数値が高いほど、応能割の課税ベースが大きくなり相対的に応益割の課税ベースが小さくなるので、低所得者の相対的な負担軽減につながります)。

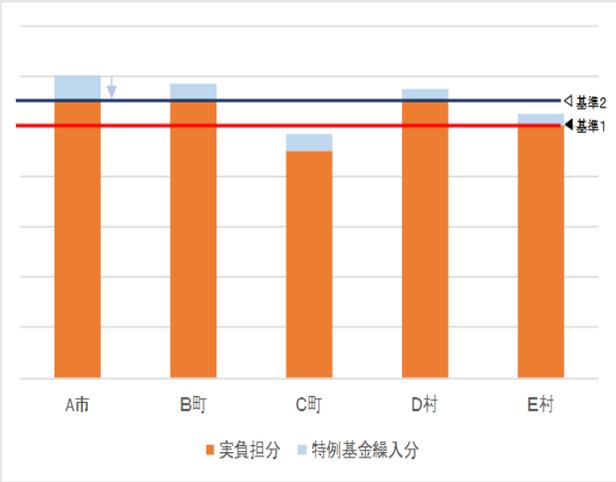
【所得係数 β (β')を調整することによる負担感変動のイメージ】



- ※ β' を0.5から1.5に変化させた際の負担感の推移状況
- ※a', b', c', d', e'の順に一人あたり所得は高いとする
- ※c'は一人あたり所得が県平均と同値であるとする

内容の精査。

3	3	<p>34</p> <p>ウ 県繰入金(2号分)の活用</p> <p>α及びβによる調整を行っても、一部の市町村においては、納付金額が過大となり被保険者への国保税負担が看過できないほど大きくなるということもあります。</p> <p>そこで次の調整としては、県が個別市町村ごとに公費充当を行い負担感を一定程度まで軽減する対応を行います。</p> <p>納付金額の上昇要因としては、制度移行によるもののほかに、医療費の上昇による納付金必要額の上昇も考えられますので、この上昇(自然増)分を超えた市町村について公費充当を行います。</p> <p>【県2号繰入金の充当による対応のイメージ】</p> <p>基準1：前年度と同一の一人当たり負担水準 基準2：医療費の伸びを加味した一人当たり負担水準</p>	<p>17</p> <p>(3) 県繰入金の活用</p> <p>α及びβによる調整を行っても、一部の市町村においては、納付金額が過大となり被保険者への国保税負担が_____大きくなる可能性があります。</p> <p>そこで次の調整としては、県が個別市町村_____に公費充当を行い、負担感を一定程度まで軽減する対応を行います。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(イメージ図 削除)</p>	<p>国の拡充「公費の考え方」の提示を受け、内容の精査</p> <p>内容の精査</p>
---	---	--	--	--

3	3	<p>35</p> <p>エ 特例基金の繰入金の活用</p> <p>県2号繰入金による激変緩和措置が多額となると、<u>県1号繰入金を流用することになり、その結果、各市町村が負担する納付金の全体額が増加してしまいます。</u></p> <p>そこで、<u>県繰入金(1号分)の減少分について、特例基金からの繰入れにより補填することで、市町村の納付金額への影響を抑えることとします。</u></p> <hr/> <p>【特例基金繰入のイメージ】</p>  <p>■ 実負担分 ■ 特例基金繰入分</p> <p>基準1：前年度と同一の一人当たり負担水準 基準2：医療費の伸びを加味した一人当たり負担水準</p> <p>35</p> <p>第4節 標準的な収納率</p> <p><u>標準的な収納率は、市町村標準保険料率を算定する上で重要な数値です。仮に高い収納率を設定すると、市町村標準保険料率は引き下がり、それを参考に市町村が国保税率を設定した場合は、結果として必要な保険料収入得ることができな</u></p>	<p>18</p> <p>(4) 特例基金の繰入金の活用</p> <p><u>県繰入金による激変緩和措置が多額となると、各市町村が負担する納付金の全体額が増加してしまいます。</u></p> <p>そこで、<u>県繰入金(1号分)の減少分について、特例基金からの繰入れにより補填することで、市町村の納付金額への影響を抑えることとします。</u></p> <p><u>なお、国保法により特例基金は、平成30年度から平成35年度までとされています。</u></p> <p>(イメージ図 削除)</p> <p>18</p> <p>第4節 標準的な収納率</p> <p><u>標準的な収納率の設定について、運営方針策定要領では、「各市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準としつつ、かつ、低い収納率に合わせることなく、例えば、保険者規模別や市町村別などにより適切に設定すること。」と規定</u></p>	<p>国の拡充「公費の考え方」の提示を受け、内容の精査。</p> <p>内容の精査</p> <p>内容の精査。 (市町村との協議結果)</p>
---	---	---	---	---

3	4	35	<p>くなります。</p> <p>標準的な収納率の設定については、ガイドラインにおいては、「各市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準としつつ、かつ、低い収納率に合わせることなく、例えば、保険者規模別や市町村別などにより適切に設定すること。」と規定されています。</p> <p>そのため、標準的な収納率については、各市町村が実現可能な収納率であって、市町村の自助努力により標準的な収納率を上回れば、インセンティブが働くよう保険者規模別により定めます。</p>	18	<p>されています。</p> <p>そのため、標準的な収納率_____は、各市町村が実現可能な収納率であって、市町村の自助努力により標準的な収納率を上回れば、インセンティブが働くよう保険者規模別により定めます。</p> <p>具体的には、特定年度に生じた収納率の変動の影響を受けにくくするため、直近3か年の保険者規模別平均収納率を毎年度設定します。</p>	内容の精査。 (市町村との協議結果)																	
		36	<p>表 3-3 保険者規模別標準的収納率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者規模区分</th> <th>標準的収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)7万人以上</td> <td>87.0%</td> </tr> <tr> <td>(イ)5万人以上7万人未満</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td>(ウ)1万人以上5万人未満</td> <td>91.0%</td> </tr> <tr> <td>(エ)7千人以上1万人未満</td> <td>91.5%</td> </tr> <tr> <td>(オ)7千人未満</td> <td>92.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子力災害による旧避難指示区域等を有する市町村に関しては、国の特別な財政支援により、国保税の減収補填がなされていますので、その公費分については、表 3-3 によらず収納率を 100% とし換算した後の収納率とします。</p>		被保険者規模区分		標準的収納率	(ア)7万人以上	87.0%	(イ)5万人以上7万人未満	90.0%	(ウ)1万人以上5万人未満	91.0%	(エ)7千人以上1万人未満	91.5%	(オ)7千人未満	92.0%	<p>表 3-3 保険者規模別標準的収納率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保険者規模区分</th> <th>算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)7万人以上</td> <td rowspan="5">直近3か年の平均を毎年度設定</td> </tr> <tr> <td>(イ)3万人以上7万人未満</td> </tr> <tr> <td>(ウ)7千人以上3万人未満</td> </tr> <tr> <td>(エ)3千人以上7千人未満</td> </tr> <tr> <td>(オ)3千人未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子力災害による旧避難指示区域等を有する市町村に関しては、国の特別な財政支援により、国保税の減収補填がなされていますので、その公費分については、表 3-3 によらず収納率を 100% とし換算した後の収納率とします。</p>	被保険者規模区分	算出方法	(ア)7万人以上	直近3か年の平均を毎年度設定	(イ)3万人以上7万人未満
被保険者規模区分	標準的収納率																						
(ア)7万人以上	87.0%																						
(イ)5万人以上7万人未満	90.0%																						
(ウ)1万人以上5万人未満	91.0%																						
(エ)7千人以上1万人未満	91.5%																						
(オ)7千人未満	92.0%																						
被保険者規模区分	算出方法																						
(ア)7万人以上	直近3か年の平均を毎年度設定																						
(イ)3万人以上7万人未満																							
(ウ)7千人以上3万人未満																							
(エ)3千人以上7千人未満																							
(オ)3千人未満																							
3	5	36	<p>第5節 保険料(税)率の一本化【協議中】</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>保険料(税)率については、市町村ごとに設定することを基本としていますが、今回の制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、保険料(税)も市町村からの納付金で賄うこととされ、その算定方法も市町村と協</p>	18	<p>第5節 保険料水準の統一</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>現在、市町村間においては、医療費水準や保険料水準に格差があり、保険料の算定方式等にも差異が見られます。</p> <p>このような状況において、平成30年度から保険料水準</p>																		

	3	5	36	<p>(3) <u>医療費格差</u> <u>医療費の適正化に向けた取組を積極的に進め、県全体の格差是正を図ります。</u></p>		<p>— ————— ————— —————</p>	
	3	5	37	<p>3 <u>保険料水準の統一及び統一保険料</u> (1) <u>保険料水準の統一</u> <u>平成●●年度を目指し、医療費指数反応係数を0（医療費指数を反映しない納付金調整）とし、保健事業及び付加給付を標準化した後の市町村標準保険料率をもって、市町村の保険料（税）率とします。</u> (2) <u>県統一保険料</u> <u>保険料水準の統一後、標準的な収納率を調整し、早期の県統一保険料を目指します。</u></p>	19	<p>3 <u>取組期間と目標時期</u> <u>運営方針の対象期間である平成35年度までを保険料水準の統一に向けた医療費格差の縮小や市町村事務の標準化等の取組期間とし、平成36年度に医療費指数反応係数$\alpha=0$及び所得係数β値の統一の達成を目標とします。</u> <u>その後、保険料収納率の均質化を経て県統一保険料率を実現します。</u></p>	

No.	章	節	たたき台		素案		備考																																																																																										
			頁	原文	頁	修正内容																																																																																											
	4	1	38	<p>1 収納率（現年度）の現状</p> <p>平成 27 年度の収納率は 90.10%（全国 42 位）であり、平成 25 年度以降は前年度を下回っており、全国平均収納率（91.45%）を 1.35 ポイント下回っています。</p> <p>なお、平成 26 年度の滞納繰越分調定額は約 179 億円であり、現年度分調整額約 438 億円の 4 割を超える状況にあります。</p>	20	<p>1 収納率（現年度）の現状</p> <p>平成 27 年度の収納率は 90.10%（全国 42 位）であり、<u>全国平均収納率（91.45%）を 1.35 ポイント下回っています。また、平成 27 年度の収納率が前年度を下回ったのは全国で 3 県であり、本県の減少率（▲0.09%）が最も高い現状にあります。（全国平均の増減率は、+0.05%）</u></p>	本県収納率の全国における現状を追記。																																																																																										
	4	1	40	<p>(2) 口座振替率等の現状と推移</p> <p>平成 26 年度の口座振替の実施状況は、表 4-6 のとおり世帯割合、調定額割合、収納額割合とも前年度より減少しています。全国ではいずれの割合も前年度より増加しており、特に、調定額割合及び収納額割合は、10 ポイント以上の差があります。</p> <p>一方、平成 27 年度の特別徴収の世帯割合は、前年度より増加しています。全国と比較しても高い世帯割合となっています。</p> <table border="1" data-bbox="405 943 1088 1337"> <caption>表4-6 口座振替等の状況 (単位:%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替世帯割合</td> <td>32.82</td> <td>32.14</td> <td>31.08</td> <td>32.01</td> </tr> <tr> <td>口座振替調定額割合</td> <td>37.95</td> <td>37.61</td> <td>36.81</td> <td>37.46</td> </tr> <tr> <td>口座振替収納額割合</td> <td>39.96</td> <td>39.65</td> <td>38.91</td> <td>39.51</td> </tr> <tr> <td>口座振替率【全国】</td> <td>40.01</td> <td>40.09</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座振替調定額割合【全国】</td> <td>46.97</td> <td>47.15</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座振替収納額割合【全国】</td> <td>49.76</td> <td>49.77</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別徴収世帯割合</td> <td>13.83</td> <td>14.75</td> <td>15.46</td> <td>14.68</td> </tr> <tr> <td>特別徴収世帯割合【全国】</td> <td>10.99</td> <td>11.74</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:国民健康保険事業の実施状況報告)</p>		H25年度	H26年度	H27年度	平均	口座振替世帯割合	32.82	32.14	31.08	32.01	口座振替調定額割合	37.95	37.61	36.81	37.46	口座振替収納額割合	39.96	39.65	38.91	39.51	口座振替率【全国】	40.01	40.09			口座振替調定額割合【全国】	46.97	47.15			口座振替収納額割合【全国】	49.76	49.77			特別徴収世帯割合	13.83	14.75	15.46	14.68	特別徴収世帯割合【全国】	10.99	11.74			22	<p>(2) 口座振替率等の現状と推移</p> <p>平成 27 年度の口座振替の実施状況は、表 4-6 のとおり世帯割合、調定額割合、収納額割合とも前年度より減少しています。全国との比較では、<u>調定額割合及び収納額割合は、10 ポイント以上の差があります。</u></p> <p>一方、平成 27 年度の特別徴収の世帯割合は、前年度より増加しています。全国と比較しても高い世帯割合となっています。</p> <table border="1" data-bbox="1205 943 1910 1337"> <caption>表4-6 口座振替等の状況 (単位:%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替世帯割合</td> <td>32.82</td> <td>32.14</td> <td>31.08</td> <td>32.01</td> </tr> <tr> <td>口座振替調定額割合</td> <td>37.95</td> <td>37.61</td> <td>36.81</td> <td>37.46</td> </tr> <tr> <td>口座振替収納額割合</td> <td>39.96</td> <td>39.65</td> <td>38.93</td> <td>39.51</td> </tr> <tr> <td>口座振替世帯割合【全国】</td> <td>40.01</td> <td>40.11</td> <td>40.12</td> <td>40.08</td> </tr> <tr> <td>口座振替調定額割合【全国】</td> <td>46.97</td> <td>47.13</td> <td>47.11</td> <td>47.07</td> </tr> <tr> <td>口座振替収納額割合【全国】</td> <td>49.76</td> <td>49.77</td> <td>49.47</td> <td>49.67</td> </tr> <tr> <td>特別徴収世帯割合</td> <td>13.83</td> <td>14.75</td> <td>15.46</td> <td>14.68</td> </tr> <tr> <td>特別徴収世帯割合【全国】</td> <td>10.99</td> <td>11.75</td> <td>12.55</td> <td>11.76</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:国民健康保険事業の実施状況報告)</p>		H25年度	H26年度	H27年度	平均	口座振替世帯割合	32.82	32.14	31.08	32.01	口座振替調定額割合	37.95	37.61	36.81	37.46	口座振替収納額割合	39.96	39.65	38.93	39.51	口座振替世帯割合【全国】	40.01	40.11	40.12	40.08	口座振替調定額割合【全国】	46.97	47.13	47.11	47.07	口座振替収納額割合【全国】	49.76	49.77	49.47	49.67	特別徴収世帯割合	13.83	14.75	15.46	14.68	特別徴収世帯割合【全国】	10.99	11.75	12.55	11.76	<p>内容精査</p> <p>平成 27 年度のデータを追記</p>
	H25年度	H26年度	H27年度	平均																																																																																													
口座振替世帯割合	32.82	32.14	31.08	32.01																																																																																													
口座振替調定額割合	37.95	37.61	36.81	37.46																																																																																													
口座振替収納額割合	39.96	39.65	38.91	39.51																																																																																													
口座振替率【全国】	40.01	40.09																																																																																															
口座振替調定額割合【全国】	46.97	47.15																																																																																															
口座振替収納額割合【全国】	49.76	49.77																																																																																															
特別徴収世帯割合	13.83	14.75	15.46	14.68																																																																																													
特別徴収世帯割合【全国】	10.99	11.74																																																																																															
	H25年度	H26年度	H27年度	平均																																																																																													
口座振替世帯割合	32.82	32.14	31.08	32.01																																																																																													
口座振替調定額割合	37.95	37.61	36.81	37.46																																																																																													
口座振替収納額割合	39.96	39.65	38.93	39.51																																																																																													
口座振替世帯割合【全国】	40.01	40.11	40.12	40.08																																																																																													
口座振替調定額割合【全国】	46.97	47.13	47.11	47.07																																																																																													
口座振替収納額割合【全国】	49.76	49.77	49.47	49.67																																																																																													
特別徴収世帯割合	13.83	14.75	15.46	14.68																																																																																													
特別徴収世帯割合【全国】	10.99	11.75	12.55	11.76																																																																																													

	4	2	40	<p>1 現年度分 本県のこれまでの支援方針における目標収納率の考え方は、県全体の収納率が全国順位中位を目指すこととしてきました。</p> <p>しかし、_____平成 25 年度以降、本県の収納率はわずかずつですが下降しており、また、全国平均収納率を下回り全国中位の目標を達成していません。</p> <p>そのため、引き続き、支援方針と同様の 91%を県全体の目標収納率とし、被保険者規模別については、表 4-7 のとおり 5 区分で設定します。</p> <p>第 3 節 収納対策</p> <p>4 短期被保険者証・資格証明書の交付基準の作成 <u>【協議中】</u></p>	22	<p>1 現年度分 本県のこれまでの支援方針における目標収納率の考え方は、県全体の収納率が全国順位中位を目指すこととしてきました。</p> <p>しかし、<u>表 4-1 のとおり</u>、平成 25 年度以降、本県の収納率はわずかずつですが下降しており、また、全国平均収納率を下回り全国中位の目標を達成していません。</p> <p>そのため、引き続き、支援方針と同様の 91%を県全体の目標収納率とし、被保険者規模別については、表 4-7 のとおり 5 区分で設定します。</p> <p>第 3 節 収納対策</p> <p>4 短期被保険者証・資格証明書の交付基準の作成 _____</p>	<p>補足追記</p> <p>市町村との協議結果</p>
--	---	---	----	--	----	--	------------------------------

No.	章	節	たたき台		素案		備考																																								
			頁	原文	頁	修正内容																																									
5	1	43	3	<p>第三者__求償事務</p> <p>市町村は、保険給付の事由が第三者行為によって生じたものであるときは、国保法第 64 条第 1 項の規定により、保険給付を行うと同時に、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされています。</p> <p>国保財政の健全な運営を確保するために、被保険者には「第三者行為による傷病届」の提出について周知徹底するとともに、担当職員の求償技術の向上や警察署等関係機関との連携強化を図り、迅速かつ適切な事務処理に努めています。</p> <p>また、自動車事故による被害の確実な把握と速やかな求償の実施のため、平成 28 年 3 月 18 日に、各市町村からの委任を受けた国保連合会が損害保険協会等との間で「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を締結しました。</p> <p>返納金の調定状況（交通事故に係るもの、平成 26 年度）は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>傷病届の受付件数</td> <td>〇〇〇件（全国）</td> </tr> <tr> <td>調定件数</td> <td>〇〇〇件（全国）</td> </tr> <tr> <td>調定額</td> <td>〇〇〇円（全国）</td> </tr> <tr> <td>収納額</td> <td>〇〇〇円（全国）</td> </tr> <tr> <td>収納率</td> <td>〇〇%（全国）</td> </tr> <tr> <td>不能欠損額</td> <td>〇〇〇円（全国）</td> </tr> </table> <p>平成 27 年度の求償事務処理は、国保連合会への委託による実施が 54 市町村、市町村による実施が 5 市町村となっています。</p>	傷病届の受付件数	〇〇〇件（全国）	調定件数	〇〇〇件（全国）	調定額	〇〇〇円（全国）	収納額	〇〇〇円（全国）	収納率	〇〇%（全国）	不能欠損額	〇〇〇円（全国）	26	<p>3 第三者<u>行為</u>求償事務</p> <p>市町村は、保険給付の事由が第三者行為によって生じたものであるときは、国保法第 64 条第 1 項の規定により、保険給付を行うと同時に、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされています。</p> <p>国保財政の健全な運営を確保するために、被保険者には「第三者行為による傷病届」の提出について周知徹底するとともに、担当職員の求償技術の向上や警察署等関係機関との連携強化を図り、迅速かつ適切な事務処理に努めています。</p> <p>また、自動車事故による被害の確実な把握と速やかな求償の実施のため、平成 28 年 3 月 18 日に、各市町村からの委任を受けた国保連合会が損害保険協会等との間で「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を締結しました。</p> <p>表 5-3 第三者求償事務の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受託件数</th> <th>請求件数</th> <th>求償額(円)(A)</th> <th>求償額 伸び率(%)</th> <th>応償額(円)(B)</th> <th>応償率(%) (B)/(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26年度</td> <td>209</td> <td>207</td> <td>143,934,304</td> <td>-</td> <td>130,270,039</td> <td>90.5</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>249</td> <td>191</td> <td>112,482,219</td> <td>78.1</td> <td>86,229,470</td> <td>76.7</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>230</td> <td>217</td> <td>227,754,708</td> <td>202.5</td> <td>110,652,833</td> <td>48.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：福島県国民健康保険団体連合会「第三者行為求償事務実施状況等について」)</p> <p>平成 28 年度の求償事務処理は、国保連合会への委託による実施が 58 市町村、市町村による実施が 1 市町村となっています。</p>		受託件数	請求件数	求償額(円)(A)	求償額 伸び率(%)	応償額(円)(B)	応償率(%) (B)/(A)	H26年度	209	207	143,934,304	-	130,270,039	90.5	H27年度	249	191	112,482,219	78.1	86,229,470	76.7	H28年度	230	217	227,754,708	202.5	110,652,833	48.6	<p>事務名を修正</p> <p>事務実施状況のデータを追記</p> <p>平成 28 年度のデータに修正</p>
傷病届の受付件数	〇〇〇件（全国）																																														
調定件数	〇〇〇件（全国）																																														
調定額	〇〇〇円（全国）																																														
収納額	〇〇〇円（全国）																																														
収納率	〇〇%（全国）																																														
不能欠損額	〇〇〇円（全国）																																														
	受託件数	請求件数	求償額(円)(A)	求償額 伸び率(%)	応償額(円)(B)	応償率(%) (B)/(A)																																									
H26年度	209	207	143,934,304	-	130,270,039	90.5																																									
H27年度	249	191	112,482,219	78.1	86,229,470	76.7																																									
H28年度	230	217	227,754,708	202.5	110,652,833	48.6																																									

			<p>_____第三者行為求償事務アドバイザーの活用状況については、平成27年度の活用実績は、1件（電話相談）となっています。</p> <p>※平成27年度国民健康保険事業実施状況報告の結果を受けて追記</p>		<p>なお、国の第三者行為求償事務アドバイザーの活用状況については、平成27年度の活用実績は、1件（電話相談）となっています。</p>	補足追記
5	2	43	<p>第2節 県による保険給付の点検、事後調整【協議中】</p> <p>1 レセプト点検【協議中】</p> <p>レセプト点検は、新制度においても、保険給付の実施主体である市町村が一義的には実施する事務であるが、県が財政運営の責任主体となることに伴い、県においては広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村の行った保険給付の点検等が可能となります。</p> <p>そのため、県は、医療監視情報等を活用した専門性を生かした点検や県内各市町村への転居後の請求情報の把握による点検等広域性を発揮した取組について、_____市町村、国保連合会と連携し取り組んでいきます。</p>	27	<p>第2節 県による保険給付の点検、事後調整_____</p> <p>1 レセプト点検_____</p> <p>レセプト点検は、新制度においても、保険給付の実施主体である市町村が一義的には実施する事務であるが、県が財政運営の責任主体となることに伴い、県においては広域的又は医療に関する専門的な見地から、市町村の行った保険給付の点検等が可能となります。</p> <p>そのため、県は、医療監視情報等を活用した専門性を生かした点検や県内各市町村への転居後の請求情報の把握による点検等広域性を発揮した点検の方法の構築に向けて、市町村、国保連合会と連携し取り組んでいきます。</p>	市町村との協議結果を受けて「協議中」を削除
5	4	44	<p>第4節 レセプト点検の充実強化【協議中】</p> <p>1 研修会の充実__</p> <p>市町村のレセプト点検は、点検員の直接雇用、業者への委託又はその併用により実施されています。</p> <p>直接雇用のレセプト点検員の資質向上のため、_____</p> <p>_____国保連合会と連携しレセプト点検員を対象とした医療給付専門指導員による研修会を引き続き実施します。</p>	27	<p>第4節 レセプト点検の充実強化_____</p> <p>1 研修会の充実等</p> <p>市町村のレセプト点検は、点検員の直接雇用、業者への委託又はその併用により実施されています。</p> <p>直接雇用のレセプト点検員の資質向上のため、「レセプト点検事務の手引き」を活用し、基礎知識の習得を図るとともに、国保連合会と連携しレセプト点検員を対象とした医療給付専門指導員による研修会を引き続き実施します。</p>	取組内容を追記
						市町村との協議結果

5	5	44	<p>第5節 第三者行為求償事務の取組の強化【協議中】 (略)</p>	28	<p>第5節 第三者行為求償事務の取組の強化 (略)</p>	<p>市町村との協議結果を受けて「協議中」を削除</p>
5	6	45	<p>第6節 高額療養費の多数回該当の取扱い (略)</p> <p>1 一の世帯で完結する住所異動 単なる住所異動で一の世帯のみで完結する住所異動の場合 「一の世帯で完結する異動」とは、次のいずれかに該当するものとします。 ア 他の世帯と関わらず、当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数が変わらない住所異動 具体的には、単なる転入及び世帯主の変更に伴う住所異動が該当。 イ 他の世帯と関わらず、資格の取得又は喪失による当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数の増加又は減少を伴う住所異動 具体的には、出産、社会保険離脱及び生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入及び生活保護開始等による資格喪失を伴う住所異動</p> <p>2 一の世帯で完結しない住所異動 世帯分離、世帯合併により一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による世帯主及び国保被保険者の数の増加及び他の世帯への異動による世帯主及び国保被保険者の数の減少をいう。）の場合 ア 世帯主と住所の両方に変更がない世帯 具体的には、婚姻により子が独立して他市町村へ住所異動した場合の、元の住所地に残る世帯主の変更がない親世帯が該当。 イ 転入する世帯の世帯主が主宰する世帯</p>	<p>第6節 高額療養費の多数回該当の取扱い (略)</p> <p>1 一の世帯で完結する住所異動 単なる住所異動で一の世帯のみで完結する住所異動の場合 「一の世帯で完結する住所異動」とは、次のいずれかに該当するものとします。 ア 他の国保加入者を含む世帯と関わらず、当該世帯内の国保被保険者の数が変わらない場合の住所異動 具体的には、単なる転入及び世帯主の変更に伴う住所異動が該当 イ 他の国保加入者を含む世帯と関わらず、資格の取得又は喪失による当該世帯内の国保被保険者の数の増加又は減少を伴う場合の住所異動 具体的には、出産、社会保険離脱及び生活保護等による資格取得又は死亡、社会保険加入及び生活保護開始等による資格喪失を伴う場合の住所異動</p> <p>2 一の世帯で完結しない住所異動 世帯合併による一の世帯で完結しない住所異動（他の世帯からの異動による国保被保険者の数の増加及び他の世帯への異動による国保被保険者の数の減少をいう。）の場合 「一の世帯で完結しない住所異動」とは、次のいずれかに該当するものとします。 ア 子ども世帯が親世帯と合併し、それと同時に、当該子ども世帯が世帯主になる場合の住所異動 世帯合併後の世帯主に着目して、子どもが異動前に主宰していた世帯が該当</p>	<p>国の「新たな国保制度における資格管理及び高額療養費の取扱いについて」に基づく修正</p>	

			<p><u>具体的には、子ども世帯が実家世帯と合併すると同時に、当該子どもが世帯主になって新たな世帯を形成する場合は該当。</u></p>		<p><u>イ 親世帯から子ども世帯が世帯分離し、新たな世帯を主宰する場合の住所異動</u> <u>世帯分離後の世帯主に着目して、異動前に主宰していた世帯との継続性を認めるため、子ども世帯には継続性を認めず、親世帯が該当。ただし、世帯主が子どもに変更された後に世帯分離する場合は、子ども世帯が該当。</u></p>	
--	--	--	---	--	--	--

No.	章	節	たたき台		素案		備考																																			
			頁	原文	頁	修正内容																																				
	6	1	47	<p>第1節 医療費適正化の現状</p> <p>1 特定健康診査の実施状況</p> <p>特定健康診査（以下「特定健診」という。）<u>受診率</u>は、平成26年度は38.8%（全国 35.4%）で全国を3.4%上回っています。男女別では、男性が34.2%（全国 31.4%）女性が43.4%（全国 38.9%）であり、<u>いずれの年代でも男性の受診率が女性を下回っています</u>。</p> <p>なお、市町村国保の受診率目標である60%以上を達成している市町村は、8市町村であり、うち6市町村は会津地方となっています。<u>保険者の規模により受診率のバラツキが大きく、また、中規模の保険者は全国平均を下回っています</u>。</p> <p>自己負担の軽減やがん検診と同時実施、土日祝日・夜間の実施のいずれかの受診率向上策を41保険者が実施していますが、<u>ターゲットを絞ることなど効果的な方策についてさらに検証していく必要があります</u>。</p>	30	<p>第1節 医療費適正化の現状</p> <p>1 特定健康診査の実施状況</p> <p>特定健康診査（以下「特定健診」という。）<u>実施率</u>は、平成27年度は40.0%（全国 36.3%）で全国を3.7%上回っています。男女別では、男性が35.2%（全国 32.4%）女性が44.6%（全国 39.8%）であり、<u>全ての年代で男性の実施率が女性を下回っています</u>。</p> <p>なお、市町村国保の<u>実施率</u>目標である60%以上を達成している市町村は、11市町村であり、うち9市町村は会津・南会津地方となっています。</p> <p><u>平成26年度において、自己負担の軽減やがん検診と同時実施、土日祝日・夜間の実施のいずれかの実施率向上策を41保険者が実施していますが、実施率が低い年齢層への積極的な受診勧奨の実施</u>など効果的な方策についてさらに検証していく必要があります。</p>	平成27年度実施率への更新及び内容の精査による修正。																																			
6	1	47	<p>表6-1 特定健診実施率の推移（平成23年度～平成26年度）</p> <table border="1"> <caption>表6-1 特定健診実施率の推移（平成23年度～平成26年度）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県 (%)</th> <th>全国 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>34.59%</td> <td>32.66%</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>36.30%</td> <td>33.73%</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>37.46%</td> <td>34.26%</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>38.82%</td> <td>35.35%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	県 (%)	全国 (%)	H23年度	34.59%	32.66%	H24年度	36.30%	33.73%	H25年度	37.46%	34.26%	H26年度	38.82%	35.35%	30	<p>表6-1 特定健診実施率の推移（平成22年度～平成27年度）</p> <table border="1"> <caption>表6-1 特定健診実施率の推移（平成22年度～平成27年度）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県 (%)</th> <th>全国 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22年度</td> <td>36.8%</td> <td>32.0%</td> </tr> <tr> <td>H23年度</td> <td>34.6%</td> <td>32.7%</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>36.3%</td> <td>33.7%</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>37.5%</td> <td>34.3%</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>38.8%</td> <td>35.4%</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>40.0%</td> <td>36.3%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	県 (%)	全国 (%)	H22年度	36.8%	32.0%	H23年度	34.6%	32.7%	H24年度	36.3%	33.7%	H25年度	37.5%	34.3%	H26年度	38.8%	35.4%	H27年度	40.0%	36.3%	平成22年度及び平成27年度実施率の追加
年度	県 (%)	全国 (%)																																								
H23年度	34.59%	32.66%																																								
H24年度	36.30%	33.73%																																								
H25年度	37.46%	34.26%																																								
H26年度	38.82%	35.35%																																								
年度	県 (%)	全国 (%)																																								
H22年度	36.8%	32.0%																																								
H23年度	34.6%	32.7%																																								
H24年度	36.3%	33.7%																																								
H25年度	37.5%	34.3%																																								
H26年度	38.8%	35.4%																																								
H27年度	40.0%	36.3%																																								

6 1 48

表 6-2 特定健診実施率の推移（年齢階層別の受診者（男女別）【平成 26 年度】）

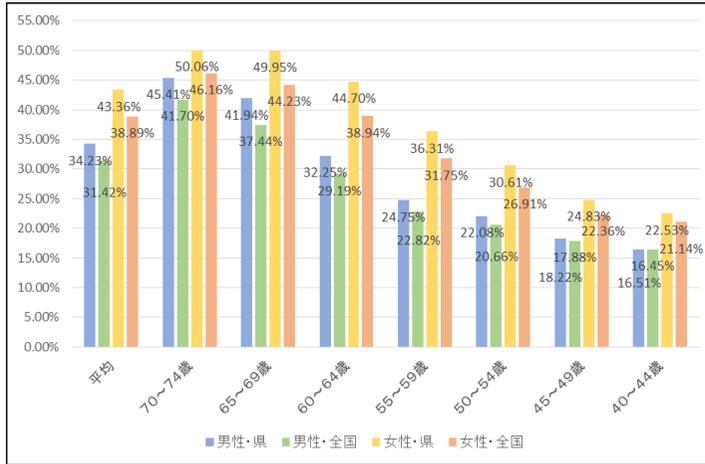
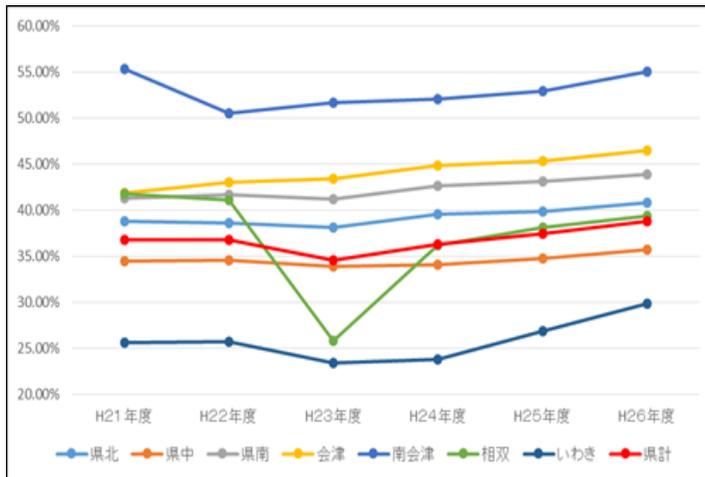


表 6-3 特定健診実施率の推移（二次医療圏ごと）



31 表 6-2 年齢階級別の特定健診実施率（男女別）【平成 27 年度】

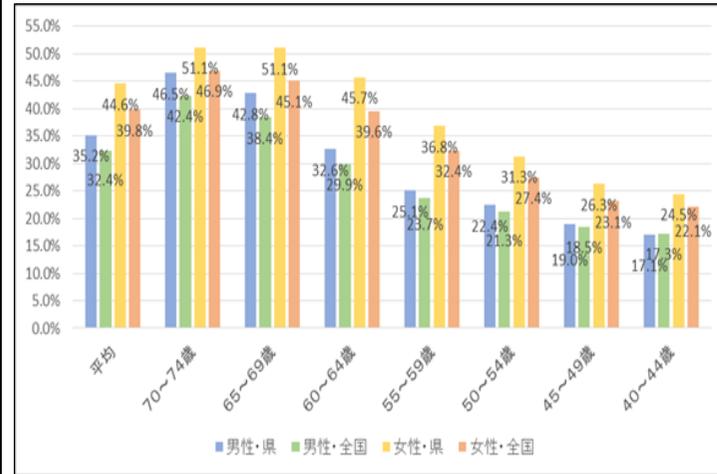
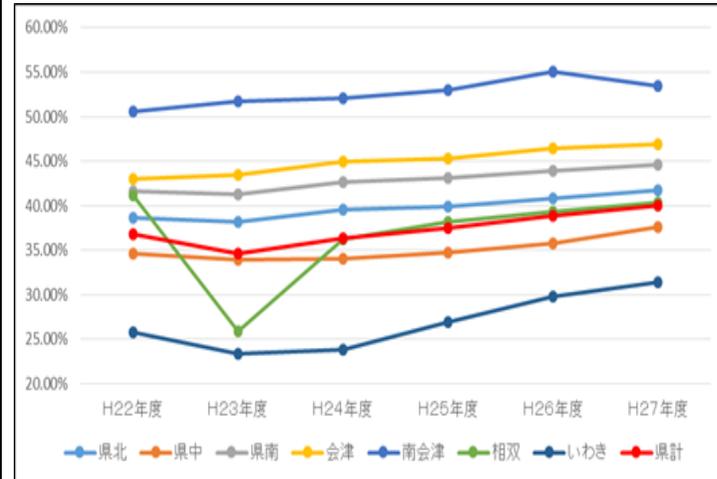
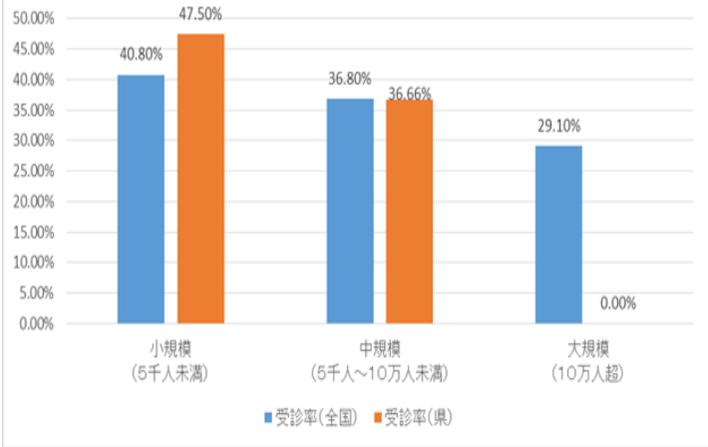


表 6-3 二次医療圏別の特定健診実施率の推移（平成 23 年度～平成 27 年度）



平成 27 年度値への更新。

平成 27 年度値への更新。

6	1	49	<p>表 6-4 特定健診の受診率の保険者規模別【平成 26 年度】</p>  <table border="1" data-bbox="407 215 1115 662"> <thead> <tr> <th>保険者規模</th> <th>受診率(全国)</th> <th>受診率(県)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模 (5千人未満)</td> <td>40.80%</td> <td>47.50%</td> </tr> <tr> <td>中規模 (5千人～10万人未満)</td> <td>36.80%</td> <td>36.66%</td> </tr> <tr> <td>大規模 (10万人超)</td> <td>29.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> </tbody> </table>	保険者規模	受診率(全国)	受診率(県)	小規模 (5千人未満)	40.80%	47.50%	中規模 (5千人～10万人未満)	36.80%	36.66%	大規模 (10万人超)	29.10%	0.00%	—	(削除)	内容の精査
保険者規模	受診率(全国)	受診率(県)																
小規模 (5千人未満)	40.80%	47.50%																
中規模 (5千人～10万人未満)	36.80%	36.66%																
大規模 (10万人超)	29.10%	0.00%																
6	1	49	<p>2 特定保健指導の実施状況</p> <p>特定保健指導（以下「保健指導」という。）実施率は、平成 26 年度は 22.2%（全国 24.4%）で全国を 2.2%下回っており、「積極的支援」は 16.0%（全国 15.6%）、「動機付け支援」は 24.8%（全国 27.4%）となっています。</p> <p>市町村国保の目標 60%以上を達成している市町村は 9 市町村で、全て会津地方の市町村となっています。</p> <p>終了率（利用者／終了者）は、全体で 83.4%（全国 86.3%）となっており、「積極的支援」は 67.4%（全国 67.6%）、「動機付け支援」は 89.1%（全国 91.4%）であり、いずれも全国を下回っています。</p> <p>男女別では、男性が 20.3%（全国 22.5%）、女性が 25.7%（全国 28.0%）で、いずれも全国を下回っています。</p>	31	<p>2 特定保健指導の実施状況</p> <p>特定保健指導（以下「保健指導」という。）実施率は、平成 27 年度は 24.4%（全国 25.1%）で全国を 0.7%下回っており、「積極的支援」は 16.7%（全国 15.8%）、「動機付け支援」は 27.5%（全国 28.3%）となっています。</p> <p>市町村国保の目標 60%以上を達成している市町村は 10 市町村であり、うち 8 市町村は会津・南会津地方となっています。</p> <p>男女別では、男性が 22.6%（全国 23.3%）、女性が 27.4%（全国 28.7%）で、いずれも全国を下回っています。</p>	平成 27 年度値への更新。												

6 1 50

表 6-5 特定保健指導実施率の推移
(平成 23 年度～平成 26 年度)

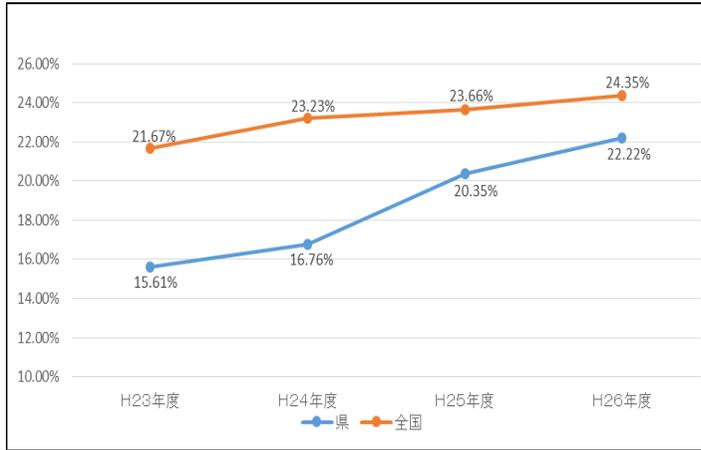
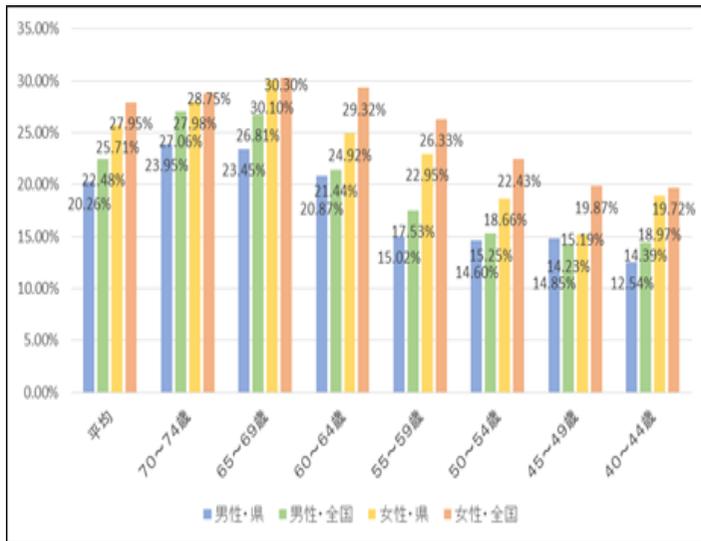


表 6-7 特定保健指導実施率の推移
年齢階層別の実施者・対象者 (男女別) 【H26 年度】



32 表 6-4 特定保健指導実施率の推移
(平成 22 年度～平成 27 年度)

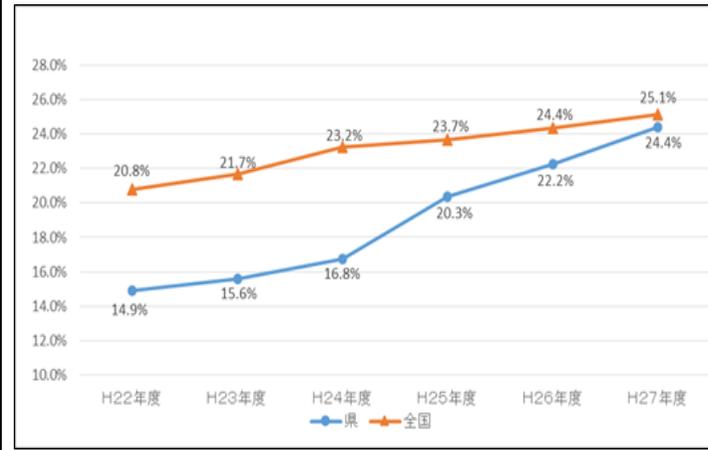
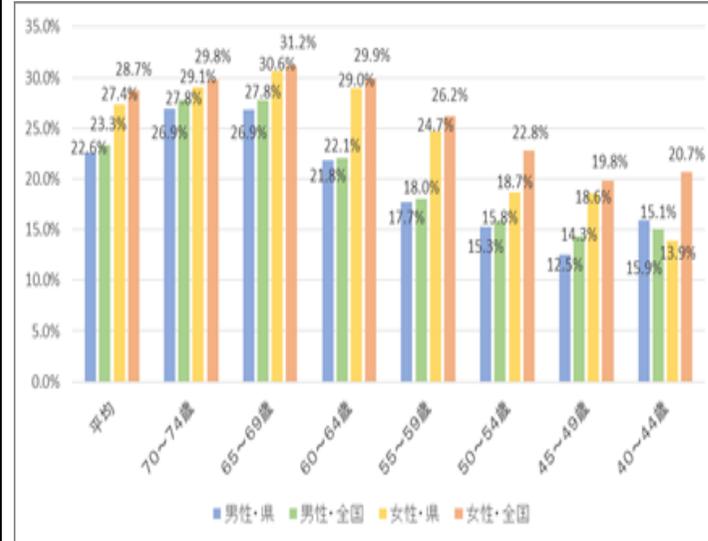


表 6-5 年齢階級別の特定保健指導実施率 (男女別)
【H27 年度】



平成 27 年度
値の追加

平成 27 年度
値への更新

6

1

51

表 6-8 特定保健指導実施率の推移（二次医療圏ごと）

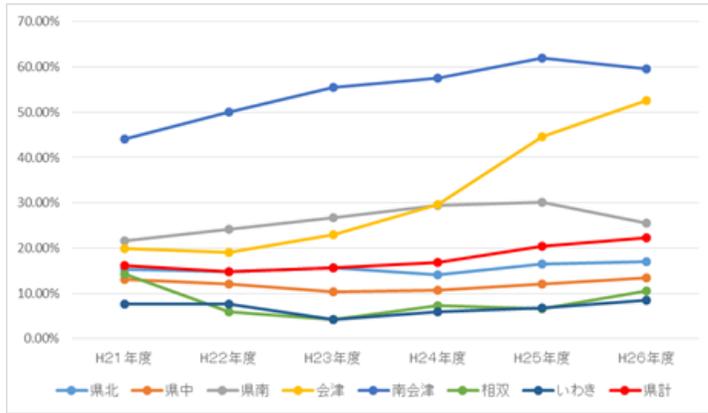
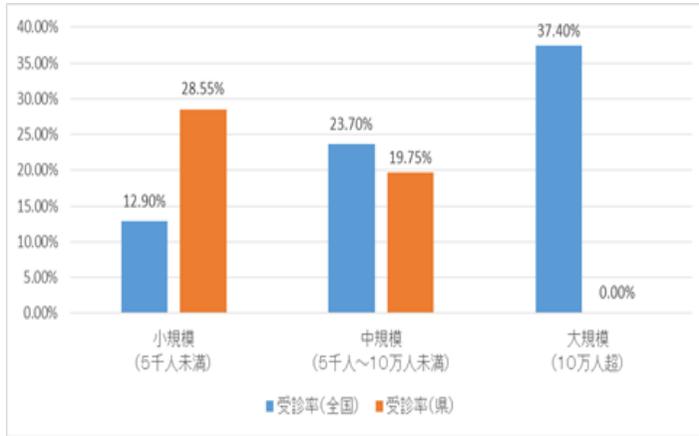
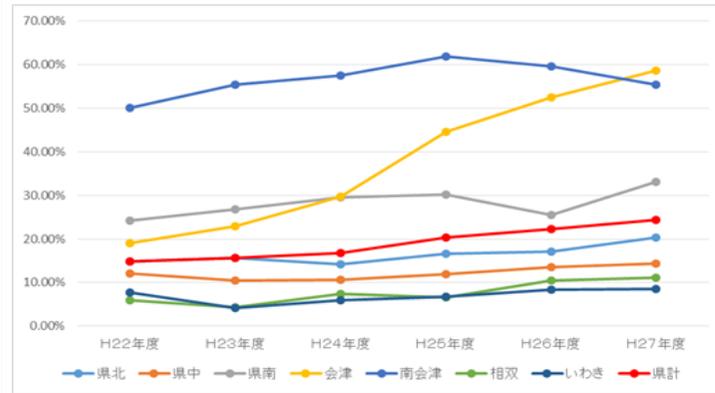


表 6-9 特定保健指導の実施率の保険者規模別【平成 26 年度】



33

表 6-6 二次医療圏別の特定保健指導実施率の推移（平成 22 年度～平成 27 年度）



(削除)

平成 27 年度
値の追加

内容の精査

6	1	—		33	<p>3 <u>メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況</u> <u>平成27年度において、本県のメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合は、31.6%で全国（7.4%）2位でした。</u> <u>また、本県においては、糖尿病、心疾患（高血圧性を除く）、脳血管疾患などメタボリックシンドロームに起因するとみられる生活習慣病による死亡率が高くなっています。</u></p>	メタボリックシンドローム該当者等の状況を追記																																								
6	1	51	<p>3 後発医薬品の使用状況 (1) 使用割合 平成27年度の使用割合（数量ベース、平均）は<u>55.1%</u>で、<u>全国（59.8%）を4.7%下回っています。</u> 二次医療圏別（数ベース）では、平成27年度は、会津地域の使用割合が最も高く、県北、南会津と続きます。また、相双地域は、最も低く県平均との差は<u>9.0%</u>となっています。 <u>差額通知及び使用促進啓発を実施していない市町村は、使用割合が40%後半と県平均を大きく下回っています。</u></p>	33	<p>4 後発医薬品の使用状況 (1) 使用割合 平成28年の本県の使用割合（数量ベース、平均）は<u>66.2%</u>であり、二次医療圏別（数量ベース）では、会津地域の使用割合が最も高く、県北、県中と続きます。また、相双地域は、最も低く県平均との差は<u>8.5%</u>となっています。</p>	平成28年値に更新																																								
6	1	52	<p>表6-9 二次医療圏ごとの使用割合（平成27年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>二次医療圏</th> <th>数量ベース (%)</th> <th>金額ベース (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>60.11%</td> <td>41.46%</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>57.82%</td> <td>37.99%</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>53.63%</td> <td>34.83%</td> </tr> <tr> <td>会津</td> <td>60.49%</td> <td>40.20%</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>58.74%</td> <td>41.37%</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>46.06%</td> <td>27.10%</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>48.75%</td> <td>30.69%</td> </tr> </tbody> </table>	二次医療圏	数量ベース (%)	金額ベース (%)	県北	60.11%	41.46%	県中	57.82%	37.99%	県南	53.63%	34.83%	会津	60.49%	40.20%	南会津	58.74%	41.37%	相双	46.06%	27.10%	いわき	48.75%	30.69%	34	<p>表6-7 二次医療圏別の使用割合（平成28年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>二次医療圏</th> <th>数量ベース (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北</td> <td>70.0%</td> </tr> <tr> <td>県中</td> <td>69.0%</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>65.5%</td> </tr> <tr> <td>会津</td> <td>71.1%</td> </tr> <tr> <td>南会津</td> <td>68.6%</td> </tr> <tr> <td>相双</td> <td>57.7%</td> </tr> <tr> <td>いわき</td> <td>60.3%</td> </tr> </tbody> </table>	二次医療圏	数量ベース (%)	県北	70.0%	県中	69.0%	県南	65.5%	会津	71.1%	南会津	68.6%	相双	57.7%	いわき	60.3%	平成28年値への更新及び金額ベースのグラフの削除
二次医療圏	数量ベース (%)	金額ベース (%)																																												
県北	60.11%	41.46%																																												
県中	57.82%	37.99%																																												
県南	53.63%	34.83%																																												
会津	60.49%	40.20%																																												
南会津	58.74%	41.37%																																												
相双	46.06%	27.10%																																												
いわき	48.75%	30.69%																																												
二次医療圏	数量ベース (%)																																													
県北	70.0%																																													
県中	69.0%																																													
県南	65.5%																																													
会津	71.1%																																													
南会津	68.6%																																													
相双	57.7%																																													
いわき	60.3%																																													

6	1	52	<p>4 重複受診、頻回受診、長期受診等への訪問指導の実施状況</p> <p>平成27年度において、県調整交付金を活用し、保健師による重複受診、頻回受診長期受診等に係る訪問指導は、41市町村が実施しています。</p> <p>※重複受診…同一傷病で2カ所以上の医療機関を受診 頻回受診…同一傷病で同一診療科目を概ね15回以上受診 長期受診…6ヶ月を超える加療を継続</p> <p>表 6-10 重複受診・頻回受診者等訪問指導実施状況</p> <table border="1" data-bbox="421 715 1115 842"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">対象者人数</th> <th colspan="4">実施人数</th> </tr> <tr> <th>重複受診</th> <th>頻回受診</th> <th>長期受診</th> <th>その他</th> <th>重複受診</th> <th>頻回受診</th> <th>長期受診</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27年度</td> <td>259</td> <td>213</td> <td>128</td> <td>1075</td> <td>186</td> <td>128</td> <td>81</td> <td>1060</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>295</td> <td>279</td> <td>107</td> <td>1077</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		対象者人数				実施人数				重複受診	頻回受診	長期受診	その他	重複受診	頻回受診	長期受診	その他	H27年度	259	213	128	1075	186	128	81	1060	H28年度	295	279	107	1077					34	<p>5 重複受診、頻回受診、長期受診、<u>重複投薬</u>等への訪問指導の実施状況</p> <p>平成27年度において、県調整交付金を活用した保健師による重複受診、頻回受診、長期受診等に係る訪問指導は、41市町村が実施しています。<u>(福島県国民健康保険課調べ)</u></p> <p><u>また、平成28年度において、重複投薬者を把握し、文書の送付等の取組を実施しているのは16市町村です。(保険者努力支援制度(平成28年度前倒し分)に係る実績報告より)</u></p> <p>※重複受診…同一傷病で2カ所以上の医療機関を受診 頻回受診…同一傷病で同一診療科目を概ね15回以上受診 長期受診…6ヶ月を超える加療を継続</p> <p><u>重複投薬…複数の医療機関から同一の薬効の薬剤を処方</u></p> <p>(削除)</p>	<p>重複投薬への訪問指導の実施状況の追記及び内容の精査</p>
	対象者人数				実施人数																																				
	重複受診	頻回受診	長期受診	その他	重複受診	頻回受診	長期受診	その他																																	
H27年度	259	213	128	1075	186	128	81	1060																																	
H28年度	295	279	107	1077																																					
6	1	53	<p>5 糖尿病性腎症重症化予防の実施状況(略)</p> <p><u>また、糖尿病の患者数は、人口10万人当たり〇〇人で全国12番目の患者数となっています。</u></p> <p><u>平成27年度において、重症化予防事業を34市町村(57.6%)が実施又は実施予定であり、主な取組内容は、食事・運動に関する教室の開催、対象者への保健師・栄養士の戸別訪問指導などです。</u></p>	35	<p>6 糖尿病性腎症重症化予防の実施状況(略)</p> <p><u>また、平成27年における本県の糖尿病による死亡率は14.7%で全国6番目となっています。</u></p> <p><u>平成28年11月時点における重症化予防事業の取組状況は、34市町村(57.6%)が実施又は実施予定であり、主な取組内容としては、未受診者等への受診勧奨、健康教育、対象者への保健師・栄養士による戸別訪問指導などです。</u></p>	<p>内容の精査</p>																																			

6	1	53	<p>7 医療費通知の実施状況</p> <p>平成 28 年度において、58 市町村（98.3%）の保険者が実施しています。</p> <p>通知回数は、6 回が 35 保険者で最も多く、<u>次に 12 回が 4 保険者となっています。</u></p>	35	<p>8 医療費通知の実施状況</p> <p>平成 28 年度において、58 市町村（98.3%）の保険者が実施しています。</p> <p>通知回数は、6 回が 35 保険者で最も多くなっています。</p>	内容の精査
6	2	53	<p>第 2 節 医療費適正化対策の充実強化</p> <p><u>特定健診・保健指導の実施率の向上とレセプトデータと健診データを活用したデータヘルスの推進は、医療費の適正化を図りながらも被保険者の健康を守るための基本となる取組です。</u></p> <p><u>また、医療費適正化に係るポピュレーションアプローチ等は、市町村国保単独で実施するよりも被用者保険と連携した取組はより大きな効果が期待されることから、被用者保険や保険者協議会と連携した積極的な取組が必要となります。</u></p> <p><u>そこで、第 3 期医療費適正化計画との整合性を勘案しながら、予防や健康づくりに資するよう次のとおり目標を定め取組んでいきます。</u></p>	35	<p>第 2 節 医療費適正化対策の充実強化</p> <p><u>第 2 章でも記述したとおり、本県の 1 人当たりの医療費は増加していくことが予想されることから、被保険者が負担する保険料（税）の上昇抑制や国保財政の安定化を図るため、医療費の適正化をよりいっそう進めていく必要があります。</u></p> <p><u>そこで、県及び市町村は、保険者努力支援制度に定められる取組内容を勘案しながら、医療費適正化に資する取組を推進していきます。</u></p>	第 2 回WGの協議結果の反映及び内容の精査
6	2	54	<p>データヘルス計画【協議中】</p> <p>(1) データヘルス計画の策定</p> <p>平成 28 年度末までに策定が完了しているのは <u>54 市町村（91.5%）</u> です。</p> <p><u>平成 30 年度の新制度移行に向け、平成 30 年 3 月までに 59 全ての市町村が策定することを目指します。</u></p>	35	<p>データヘルス計画</p> <p>(1) データヘルス計画の策定</p> <p>平成 28 年度末までに策定が完了しているのは <u>49 市町村（83.1%）</u> です。</p> <p><u>平成 30 年度末までに全ての市町村が計画を策定することを目指します。また、計画期間が終了した市町村は、次期データヘルス計画を策定します。</u></p>	第 2 回WGにおける協議結果を反映

6	2	55	<p>2 特定健診・保健指導の取組強化【協議中】</p> <p>(1) 特定健診</p> <p>ア 目標</p> <p><u>国保運営方針の計画期間の見直し時まで（平成 30 年度～平成 32 年度）は、被保険者数の規模により段階的に設定します。</u></p> <p><u>医療費適正化計画（平成 30 年度～35 年度）との整合性を図るため、次の計画期間（平成 33 年度～35 年度）までに、全保険者が 60%以上となるよう設定します。</u></p> <p>表 6-11 特定健診実施率目標</p> <table border="1" data-bbox="421 600 1111 762"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度 (実績)</th> <th>H30～32 年度 (目標)</th> <th>H33～35 年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 万人以上</td> <td>33.2%</td> <td>42%以上</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>1 万人以上 5 万人未満</td> <td>40.4%</td> <td>50%以上</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>1 万人未満</td> <td>47.0%</td> <td>60%以上</td> <td>60%以上</td> </tr> </tbody> </table>		H26 年度 (実績)	H30～32 年度 (目標)	H33～35 年度 (目標)	5 万人以上	33.2%	42%以上	60%以上	1 万人以上 5 万人未満	40.4%	50%以上	60%以上	1 万人未満	47.0%	60%以上	60%以上	36	<p>2 特定健診・特定保健指導の取組強化</p> <p>(1) 特定健診</p> <p>ア 目標</p> <p>医療費適正化計画（平成 30 年度～35 年度）との整合性を図るため、<u>平成 35 年度までに、全保険者が実施率 60%以上となるよう設定します。</u></p> <p>(削除)</p>	第 2 回WGの協議結果を反映
	H26 年度 (実績)	H30～32 年度 (目標)	H33～35 年度 (目標)																			
5 万人以上	33.2%	42%以上	60%以上																			
1 万人以上 5 万人未満	40.4%	50%以上	60%以上																			
1 万人未満	47.0%	60%以上	60%以上																			
6	2	55	<p>(2) 保健指導</p> <p>ア 目標</p> <p>平成 30 年度から 32 年度までは、被保険者数の規模により段階的に設定します。</p> <p>医療費適正化計画（平成 30 年度～35 年度）との整合性を図るため、次の計画期間（平成 33 年度～35 年度）までに、全保険者が 60%以上となるよう設定します。</p> <p>表 6-12 特定保健指導実施率目標</p> <table border="1" data-bbox="421 1139 1111 1302"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度 (実績)</th> <th>H30～32 年度 (目標)</th> <th>H33～35 年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 万人以上</td> <td>7.7%</td> <td>42%以上</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>1 万人以上 5 万人未満</td> <td>30.3%</td> <td>50%以上</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>1 万人未満</td> <td>33.4%</td> <td>60%以上</td> <td>60%以上</td> </tr> </tbody> </table>		H26 年度 (実績)	H30～32 年度 (目標)	H33～35 年度 (目標)	5 万人以上	7.7%	42%以上	60%以上	1 万人以上 5 万人未満	30.3%	50%以上	60%以上	1 万人未満	33.4%	60%以上	60%以上	37	<p>(2) <u>特定</u>保健指導</p> <p>ア 目標</p> <p>医療費適正化計画（平成 30 年度～35 年度）との整合性を図るため、<u>平成 35 年度までに、全保険者が実施率 60%以上となるよう設定します。</u></p> <p>(削除)</p>	第 2 回WGの協議結果を反映
	H26 年度 (実績)	H30～32 年度 (目標)	H33～35 年度 (目標)																			
5 万人以上	7.7%	42%以上	60%以上																			
1 万人以上 5 万人未満	30.3%	50%以上	60%以上																			
1 万人未満	33.4%	60%以上	60%以上																			

	6	2	—	(第3節からの移動)	37	3 メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少 (略)	第2回WGの協議結果を反映
	6	2	—	(第3節からの移動) (2) 取組 (略) _____ _____ _____	37	4 後発医薬品の使用 <u>促進</u> (略) (2) 取組 (略) <u>また、医療関係者等の理解促進を図るため、「福島県後発医薬品安心使用促進協議会」と連携して、医療関係者を対象とした研修会の開催等の取組を実施するとともに、市町村の取組に対してメリハリのあるインセンティブを図ります。</u>	第2回WGの協議結果の反映及びインセンティブの強化について追記。
	6	2	—	(第3節からの移動) (略) 一方、市町村国保における調剤費の1人当たり医療費の割合は、 <u>18.2%</u> (平成26年度、全国)を占めています。	38	5 重複受診、頻回受診、重複投薬等への訪問指導 【協議中】 (略) 一方、 <u>平成27年度の市町村国保における調剤費の1人当たり医療費に占める割合は、21.6%で、全国(19.3%)を2.3%上回っています。</u>	平成27年度値に更新。また、薬剤師会との連携という部分について、現在、薬剤師会と協議中。
	6	2	—	(第3節からの移動) (略) 県は、県医師会、県糖尿病対策推進会議等関係団体と協力し平成29年度に策定した重症化予防プログラムに基づき、対象者の抽出基準の明確化や地域の医師会等の関係団体と問題意識を共有し有効な重症化予防の取組ができるよう積極的に支援 <u>します</u> 。	38	6 糖尿病性腎症重症化予防 (略) 県は、県医師会、県糖尿病対策推進会議等関係団体と協力し平成29年度に策定した重症化予防プログラムに基づき、対象者の抽出基準の明確化や地域の医師会等の関係団体と問題意識を共有し有効な重症化予防の取組ができるよう積極的に支援 <u>するとともに、市町村の取組に対してメリハリのあるインセンティブを図ります。</u>	インセンティブの強化について追記

6	3	56	<p>第3節 医療費適正化計画との関係</p> <p><u>地域の実情を考慮し、第3期医療費適正化計画との整合性を図りながら、次のとおり医療費適正化の充実に資する取組目標を定めます。</u></p> <p>(1～5は第2節へ掲載)</p>	39	<p>第3節 医療費適正化計画との関係</p> <p><u>第三期福島県医療費適正化計画（平成30年度～35年度）に定められた取組の内容を踏まえ、県及び市町村は医療費適正化対策に取り組みます。</u></p>	<p>第2回WGの協議結果を反映</p>
---	---	----	---	----	--	----------------------

No.	章	節	たたき台		素案		備考
			頁	原文	頁	修正内容	
	7	1	59	<p>4 地方単独事業の公費化【協議中】</p> <p>本県では、<u>現在保険者が保険医療機関等から10割（医療費全額）で診療報酬請求を受け当該金額を支払い、一部負担金相当額は</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">その都度市町村国保特別会計に繰り入れる手法で会計処理を行っています。</p> <p>地方単独事業の公費化とは、保険医療機関等からの診療報酬は請求書1枚で行うものの、公費番号（医療費助成事業を特定する番号）を付すことで、保険給付と医療費助成分に分けて請求内容を審査し、保険者と医療費助成を行っている市町村がそれぞれ支払い、医療費そのものの支払いのさらなる適正化を目指すものです。</p> <p>公費化は、県内の国保の医療費支払いの流れを大きく変えることとなりますが、保険者及び保険医療機関等の十分な理解を得ながら、平成●●年○月診療月からの実施を目指します。</p>	41	<p>4 地方単独事業の公費化【協議中】</p> <p>本県では、<u>18歳までの被保険者に係る医療費助成及び妊産婦医療費助成については、保険者が保険医療機関等に対し診療報酬の10割（医療費全額）を支払った後、医療費助成実施市町村の一般会計から医療（一部負担金相当額）を市町村国保特別会計に繰り入れる手法で会計処理を行っています。</u></p> <p>地方単独事業の公費化とは、保険医療機関等からの診療報酬<u>請求について</u>公費番号を付すことにより、保険給付分と医療費助成分をそれぞれ保険者と、医療費助成<u>実施市町村で支払う</u>ものです。</p> <p><u>地方単独事業の公費化は、県内の国保の医療費支払いの流れを大きく変えることとなりますが、保険者及び保険医療機関等の十分な理解を得ながら、平成●●年度</u>からの実施を目指します</p>	内容の精査

No.	章	節	たたき台		素案		備考	
			頁	原文	頁	修正内容		
8	1	60	1	<p>地域包括___システムの構築に向けての連携</p> <p>本県総人口に占める後期高齢者（75歳以上）の割合は、平成27年度12.9%から平成37年度には15.2%に増加すると推計されており、<u>また、被保険者に占める高齢者（65～74歳）の割合も平成27年度で38.4%を占め、今後とも高齢化により医療費は増加することが考えられます。</u></p> <p>そこで、可能な限り住み慣れた地域において、自分らしい生活を人生の最期まで送れるよう地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの構築は重要であり、国保保険者としては、保険者努力支援制度の評価指標を達成するためにも積極的な取組が必要となります。</p> <p>そのため、県においては、国保データベース（KDB）システムなどの健康・医療情報の情報基盤を活用した各市町村の保健事業の実施に係る課題の分析や情報提供などの支援を行っていきます。</p>	43	1	<p>地域包括<u>ケア</u>システムの構築に向けての連携</p> <p>本県総人口に占める後期高齢者（75歳以上）の割合は、平成27年度12.9%から平成37年度には15.2%に増加すると推計されており、<u>_____</u></p> <p><u>_____</u>高齢化により医療費は増加することが考えられます。</p> <p>そこで、可能な限り住み慣れた地域において、自分らしい生活を人生の最期まで送れるよう地域の包括的な支援・サービス提供体制である地域包括ケアシステムの構築は重要であり、国保保険者として、地域包括ケアシステムに関する施策との連携を積極的に推進する必要があります。</p> <p>そのため、県においては、国保データベース（KDB）システムなどの健康・医療情報の情報基盤を活用した各市町村の保健事業の実施に係る課題の分析や情報提供などの支援を行っていきます。</p>	項目名を修正 内容を精査。 内容を精査。 内容を精査。
8	1	60	2	<p>県が策定する保健・医療・介護等の各種計画、<u>事業との整合性及び連携</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 「第二次健康ふくしま21計画」（平成25年度～平成34年度）</p> <p><u>生活習慣病対策に係る取組について、本県保運営方針の医療費適正化に向けた取組内容と整合性を図るとともに、連携した取組とします。</u></p> <p>(2) 「第七次福島県医療計画」（平成30年度～平成35</p>	43	2	<p>県が策定する保健・医療・介護等の各種計画<u>との整合性</u></p> <p>県は広域的な保険者として、本運営方針と県が策定する以下の計画等と連携し、保険医療福祉サービスを推進します。</p> <p>(1) 「第二次健康ふくしま21計画」（平成25年度～平成34年度）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 「第七次福島県医療計画」（平成30年度～平成35</p>	

No.	章	節	たたき台		素案		備考
			頁	原文	頁	修正内容	
	9		61	<p>1 福島県市町村国保広域化等連携会議の開催</p> <p>国保事務の標準化、効率化、広域化の推進及び医療費の適正化に向けた取組の充実、収納対策を進めるため、連携会議を定期的に開催し、本県の国保運営にあたっての方向性に係る県と市町村及び市町村間の意見の調整を行い、円滑な運営を図っていきます。</p> <p>そのため、引き続き、<u>標準化検討部会及び被保険者証部会を通じた具体的な施策の原案づくりを行うとともに、連携会議ワーキンググループにて十分な議論を行い、意見の集約を行うこととします。</u></p>	44	<p>1 福島県市町村国保広域化等連携会議の開催</p> <p>国保事務の標準化、効率化、広域化の推進及び医療費の適正化に向けた取組の充実、収納対策を進めるため、<u>本県の国保運営に当たって</u>の方向性について県と市町村及び市町村間の意見の調整を行い、円滑な運営を図る必要があります。</p> <p>そのため、引き続き、<u>連携会議を定期的に開催し、</u><u>十分な議論を行</u>い、意見の集約を行うこととします。</p>	内容の精査